

第79回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

平成29年12月12日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	8番	金谷 英志		
		※午前10時03分 より入場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾 崎 文 昭	書 記	鎌 田 康 正
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	安 東 文 裕
	住 民 課 長	敏 蔭 高 弘	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	中 石 嘉 勝	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	森 田 善 章	上 月 支 所 長	和 田 始
	南 光 支 所 長	阿 山 安 秀	三日月支所長	船 引 和 範
	会 計 課 長	高 見 寛 治	教 育 課 長	谷 口 俊 廣
	生涯学習課長	服 部 憲 靖		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1. 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。昨夜からかなり冷え込みまして、今朝は雪も残っておりました。そういう中、議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席賜りまことに御苦労さまです。

なお、金谷議員のほうにつきましては、少し遅れるということですので、報告しておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようよろしくお願いします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1. 一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに 2 番、千種和英君の発言を許可します。

〔2 番 千種和英君 登壇〕

2 番（千種和英君） おはようございます。議席番号 2 番、千種和英でございます。

本日は、通告に基づき 2 件の質問をさせていただきます。

まず、1 点目、いなくロングライドの成果と今後の展開をどうする。

去る、11 月 12 日に、因幡街道・千種川ロングライド 2017 が開催されました。町内外はもとより、遠くは北海道からのゲストライダーの参加者もあったと聞いております。

昨今の自転車ブームを反映した長距離サイクリングで、参加者各自がロードバイクと呼ばれる専用の自転車を持参し、地域周遊を楽しむものでございます。

佐用町の PR、そして、参加者の方々が今後のリピーターとして再び佐用町へ来ていただける期待のできる事業であったと思います。

参加者の方からはコース設定がよく、地元の方々のおもてなしが温かかった等のお褒めの意見や、そして、おもてなしの役割を果たしていただいた住民の方々からは、地域に賑わいができ楽しかった等の声を聞きました。

昨年、今年と財源として、地方創生推進交付金を活用した事業ではありますが、その成果と今後の取り組みについてどう考えるのか町長の見解を伺います。

以上、この場からの質問とし、もう 1 点につきましては、議員席のほうからさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵邊典章君） 改めて、おはようございます。

昨日に引き続きまして、一般質問、本日は4名の議員の方からのご質問をお受けすることになっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初の千種議員からの因幡街道・千種川ロングライドの成果と今後の展開をどうするのかというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、成果ということについてでございますが、因幡街道・千種川ロングライド in 佐用、昨日の加古原議員からのご質問にお答えをさせていただいたとおりです。この事業は、地域創生推進交付金を活用をいたしまして、11月12日に第2回の大会を開催をいたしました。

本年は、ショートコースを新設して、ロングコースの距離延長など、昨年の反省点や参加者の要望も踏まえつつ、募集人数も昨年の300名から500名に規模を拡大して、実施をしたところでございます。

8月11日に募集を開始したところ、早々に定員に達し約100名のキャンセル待ちが発生するなど、自転車イベントとして高い人気を得ており、昨年から連続で参加された方も137名ありまして、リピート率が45パーセントとなっております。

特産品販売所や観光ポイントを通過するようにコースも設定をしており、参加の自転車愛好家に沿線市町村の魅力を発信をしております。

11月初旬は、ちょうど紅葉のシーズンであり、自然薯やきのこなど大地の恵みが豊富な時期にも当たります。各チェックポイントでは、その地域の特産品を使ったおもてなしフードを提供して地域の魅力をアピールをしております。

イベント直後には、多くの参加者が個人のブログやフェイスブックなど、SNSサイトへ、いなちくロングライドの写真や情報が投稿をされておりました。自転車イベントの内容だけではなくて、佐用町や協力自治体の特産品や、イベント終了後に訪れた観光名所などの写真などの投稿も確認ができて、地域の魅力発信につながっていたというふうに思っております。

大会の運営に当たりましては、町内外に広くボランティアスタッフを募集して、119名の方々が運営に携わっていただきました。スタッフの皆さんの温かいおもてなしがこの大会の成功と参加者の好評価につながっているものと考えております。

次に、今後の展開についてでございますが、地域創生交付金の活用できる平成30年度につきましては、持続可能な運営体制を模索しながら開催を考えたいと思っております。

近隣の宍粟市、また、美作市においてもサイクリングイベント開催の機運が高まっているというふうに聞いておりますが、この、いなちくロングライドが将来にわたって継続ができるように、運営母体やコース・参加費・募集人数、とりわけ運営に必要なサポーター、ボランティアスタッフの確保などのさまざまな懸案を念頭に、平成30年度開催をしたいと考えております。

また、今後は参加者をデータベース化するなどして、四季の自然や他のイベント情報の提供を行い、年間を通した佐用町のファンづくりを進め、リピーターの増加に結びつけたいというふうに考えております。

なお、次の、平成31年度以降の開催につきましては、交付金も当然なくなります。そういう中で、この3年間の実績・成果を総合的に検証して、改めて検討をしていきたいというふうに、現在のところ思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） この事業、いろんなところで、広いところから、いろんな意見をお聞きます。やはりこの佐用町の非常に大きな PR になったのかなというふうに思っております。

やはりこの 300 平方キロを超える広い地域、地域性もありますし、また、近隣の市町のきれいな景観のところも走れたということで、参加者から非常に評価が高かったと思います。

今後の展開ということで、今、質問させていただきました答弁の中では、平成 30 年度には今後の持続可能な事業の模索をされる。平成 31 年度以降に向けての模索をされるということは、非常に喜ばしいことかなとは思いますが。

それと同時に、やはり、先ほど言われましたように、それを持続可能にしていくのには、運営母体でありましたり、予算であったり、いろんな課題があると思います。それ以上に、今回、この評価を自転車、このロングライドというのが、今、世の中で非常にはやっております。こういった方々が年間を通じて、リピーターとして、この町に来ていただける。ですから、このロングライドというのが、きっかけとなって、佐用町にあります、ほかの観光資源との連携、リンクとリピート、何回も年間を通して来ていただけるようにするためには、どのような取り組みをすればいいとお考えでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 先ほど、町長のほうの答弁にもありましたけども、参加者の方のデータベース化を行って、イベントの時だけではない、ほかの情報も発信をしたりして、イベント以外でも佐用町のほうを発していただく、そういったような努力というものを続けていきたいというふうに考えております。

また、各ポイント等によその、例えば、実栗市さんなんかでしたら、自転車のラックのほうを設置をしたりということもされておると聞いております。そのあたりのことも、今後、研究をしていきたいというふうに考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2 番（千種和英君） はい、そうですね。年間を通じて来ていただく、そのおもてなしには、やはり情報だけじゃなしに、自転車のラック、皆さんご存じかどうか分かりませんが、あの自転車にはスタンドがありませんので、いろんなところに立ち寄った場合に、その専用のラックがないと自転車が置けないという状況なんですけども、そういったことを整備するということは、この後、提案をさせていただこうかと思ったんですけども、非常にそういったことの研究というのは、必要かと思います。

その中で、このロングライドがきっかけになったかどうかは分かりませんが、この数年、特に、休日、日曜日を見ますと、この佐用町内外を、非常に多くのこういったライダーの方が走られています。そういったことに関しての今の現状を、どれぐらいの方が

入込をされて、佐用町へいらっしゃっているのかというような、現状の認識、当然、人数はあくまではないとは思いますが、どんな動向があるのかという認識は、どのようにお持ちでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） おっしゃいますように、人数的なものを集計するとかいったことは、できておりません。

ただ、土日とかに、町内走っておりますと、自転車のほうで、走っておられる方というのも見受けましますし、このいなちくのイベントの前後におきましては、抽選に漏れて参加できなかった方が、コースを走っておられたというような情報も得てはおります。

ということで、全国的な流れではあるんだろうと思うんですけれども、ロードバイクの愛好者の方は増えているというふうには認識をしております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 実は、私自身もこのいなちくロングライド、今年は、ちょっと日程が合わなかったんですけれども、これが佐用町で開催されるということで、やはりもんが好きなもので、自転車を買って乗りだしたんですけれども、そうすれば、やはりすごく気になるのが、そういった入り込みのお客様が多い。佐用町を自転車に乗って訪れられる方が多いということです。私が普段から言っていますように、何とか地元で観光産業化をしていこうというところにおいては、非常に大きな魅力になるのかな。その中で、やはりこのいなちくロングライドを開催した、開催ノウハウがあるという、この佐用町というネームバリューも高くなっていますので、ぜひとも今後、いろんな佐用町もフェイスブックでありますとか、ホームページ、情報発信のツールをお持ちでございます。そういったことを、地域の観光でありますとか、やはり入込数の一番多いひまわりの時期に、そういったところを自転車とリンクして情報発信する。自転車の方に少し特化したようなことをしてみてもいいのかな。

当然、一般の方にもたくさんなんですけれども、そういった方に親切にできる。それは何かと言いますと、先ほど言いました飲食店であったり、お土産が買えるところにラックの設置であったり、また、遠方から全て自転車で入られる方ばかりじゃないと思います。

車に乗せて来られた方には、そういった駐車場の受け入れ体制等々のおもてなし。自転車で来られる方に特化したおもてなしということ、必要じゃないかなと思うんですけれども、そういったことを、調査研究、または展開していくための体制づくりというのは、どのようにお考えですかね。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 佐用町のほうでは、自転車ロードバイク等の、例えば、そうい

った協会といいますか、そういった母体がないわけで、今回のロングライドの運営につきましても、町と、それから、委託先のほうに入れて実施しているという状況がございます。

ですので、そういった自転車に特化したことを研究していく、そういった母体というものがいない状況でありますので、これどうしていくかというのが、これちょっと、これから31年度以降の開催につきましても、そのあたりが、ちょっと問題になるというふうには思っております。

今、ちょっと、ここでどういうふうにしていくかというのは、ちょっと申し上げにくいということでございます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） そうですね、現実的に、これも2年目の開催でございました。佐用町内にも愛好家はいるんですけども、そういったことに特化したことができていない。この運営自体も運営をしていただいたところに委託をしたと聞いております。

私が以前から言っていますように、やはり若い、新しい感覚を持った若手に、仕事の間を創造していくに当たって、決して、行政のほうから仕事をつくるというのは全て費用をこちらが負担するということだけじゃなしに、こういった部分で何か自分たちで価値の創造をしてきて、町単独の、補助金とか事業費だけじゃなしに、スポンサーを募るだとか、賛同者を得るというような、この運営に関する若い感覚の仕事の創出というのが、観光で得られるお金以上に、そういったイベント運営、企画運営プロデュースができるというような若者の雇用の創出にもつながると思いますので、そういった形で進めていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 先ほども言いましたように、自転車のそういった団体がないということもありますので、今後、観光協会の中ですか、商工会の青年部のあたりですとか、そういった方にも入っていただいて、来年度、それから先のことをどうしていくかというのを、一緒になって検討させていただいたらどうかなというふうには思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） ぜひとも、いいきっかけになっていると思いますので、次の世代の方々の活躍する場ということも含めまして、前向きに検討、実施をしていただきたいと思います。

この質問につきましては、以上とさせていただきます。

続いての質問でございます。

指定管理施設等の適正な管理と支援はどうする。9月議会において、審査し認定をした平成28年度決算において監査委員からの審査意見書において、指定管理施設と関連施設

の適正な管理と支援についてとあります。

その一部を抜粋し引用いたします。

多くの施設を指定管理制度により運営しているが、管理者と地域性において、その運営に格差が見受けられる。また、施設においては、収益事業にもかかわらず、管理者としての手腕と経営努力の不足を感じさせる施設もある。特に、宿泊施設を中心に、指定管理施設の経営収支に苦慮されているのが現状であり、その管理者の経営手腕だけで解決できる状況に困難を感じている。また、一部の宿泊施設においては、経営収支の改善が見受けられず、長きにわたる事業費の補填が継続されている状況を真摯に受け止め、今後施設の継続の正当性も含め、その対応と対策を検討されたい。

本町の地域特産物の加工販売を主とした指定管理者制度による事業も高齢化による後継者対策と費用対効果も考慮しながら施設の改善と、地域としてのその活用に努力されたい。

以上のような厳しい意見が記されております。

民間事業者では考えられない手厚い支援がされている現状を踏まえて、今後の方向性についての町長の見解を伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、続きまして千種議員のご質問第2点目の指定管理施設等の適正な管理と支援はどうするのかというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、平成28年度決算における監査委員からの審査意見書で、今、千種議員が述べられましたとおり厳しい意見・ご指摘を受けまして、これは真摯に受け止め、これまでも、いろいろと検討をしてきましたけれども、各施設の今後のあり方、改めて検討をし、また、その改善に努力をしてまいりたいと考えております。

本町の指定管理施設は、17施設ございます。その施設内容については、集会所、交流施設、いわゆる博物館と言われる昆虫館、平福郷土館などの文化的施設から、農産物加工・販売所、飲食店営業、これは道の駅ひらふくになるわけですが、また、宿泊施設などの収益施設とさまざまであります。そのほとんどが地縁団体を管理者として運営を委ねておりまして、その施設の建設に当たりまして、それぞれさまざまな経緯を持って、現在の施設がつくられ、また、その地域で運営をしていただき、その運営に当たりましての指定管理制度が創設できて、その制度を利用した指定管理でございます。

その中で、棚田交流施設や文化的施設につきましては、今後も同様の管理形態を維持していくことが適当ではないかというふうに考えております。

ただ、審査意見書にあるとおり、特に収益事業であります宿泊施設においては、社会情勢の変化もありまして、非常に厳しい経営状況にございます。

非常に時代の変化の中で、そうした環境も悪化をしているという状況であります。このような状況をいつまでも続けていくことは、当然、できないという認識を持っております。

ただ、その中で、具体的にゆう・あい・いしいなどの施設におきましては、この建設した経緯、これは学校統合により、学校がなくなった後の地域のよりどころとして、地域の皆さんが、いろいろと一緒に検討した中で、建設をし、地域みんなで出資をして、会社を設立をして、営業に当たってきていただいたという施設であります。

当然、町としても、そうした地域の皆さんの経営努力をいただく中で、できる限りの支援をしていかなければならないという思いで、今回、今日まで至っております。

しかし、例えば、高速道路、国道 373 のバイパスとして姫鳥道路というような高速道路ができ、その元の国道の交通量は激減をしているというような、そういう大きな社会変化もありますし、また、地域においても 20 年もたてば、当時の建設と一緒に協力し、経営に当たってきていただいた方も、非常に高齢化をし、その経営的にも、なかなか経営に当たっていただく方も人材的にも、なかなかないというような状況が生まれております。

そういう意味で各施設、それぞれ、いろんな建設当時からの背景があり、地域とのかかわりも、それぞれ違うんですけれども、それぞれ特に、そうした施設におきましても、地域においても、改めて、そうした変化ということについて、十分正面から受け止めて、今後のこの施設のあり方、また、管理形態をどうしていくのか。こういうことを、地域の中でも検討をしていただきたい。そういうことをお願いしたいと思っておりますし、その検討に当たりしては、町としても一緒に入って、皆さんと相談をさせていただきたい。そういう思いを持っているところでございます。

また、地域特産物の加工販売にかかる施設の管理状況でございますが、現在、3つの直売所につきましては、それぞれ費用対効果を検討する中で、改修、また、建てかえ、増築、あるいはこの施設の統合なども視野に入れた検討を行っております。

ただ、これも相当大きな課題でございますので、すぐに結論が出るということにはならない中で、佐用町の特産物を販売する佐用町の顔でもございますので、そうした結論が出るまでの間、当然、修繕の必要なところを放置しておくこともできませんし、現施設の維持に必要な改善を行いながら、そうした検討を進め、早期に結論を導きたいという思いでございます。

農産物の加工・販売施設につきましては、生産者や出荷者も含めて地域の活力、また、雇用の場という側面も大きいわけでございます。こういう事業も、そういう皆さんに、いろいろと検討をいただき努力をしていただく中で、町としても、できる限りの支援をしながら、事業の継続を考えていきたいと思っております。

公共施設等の管理に関する今後の基本的な方向性につきましては、平成 28 年度に策定をいたしました佐用町公共施設等総合管理計画に沿って、庁内ワーキングチームが施設配置等最適化計画（案）の策定に、現在、着手をしており、検討をさせております。

指定管理施設に関わらず宿泊を伴う施設の運営につきましては、これはもう押し並べて厳しい経営状況にございます。

しかし、町内における、これも町にとって必要な、貴重な宿泊施設であるということも事実でありまして、黒字に転換する施設の条件が整わない宿泊施設は、指定管理等に、逆に出しても町が支援を続ける必要が出てくるということも踏まえて、今後の施設の運営のありかた等の検討、協議していきたいと思っております。

こういった、今、述べましたもろもろの状況も踏まえた中で、将来的な負担コストの課題や本町における施設の適切な規模とあり方、それぞれを検討して、それぞれの改善に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 今回の質問においてでは、それぞれの施設、個別の経営だとか、運営に対して、その適性を議論するというようなつもりはございません。

やはり、これだけの施設がありますので、さまざまな条件、先ほど、町長の答弁にあり

ましたように、まず、建設に当たっても、さまざまな経緯がございますので、何とかそれを改善できないかなという立場から質問をさせていただいております。

また、今現状、民間の商業者におきましても、非常に苦しい経営をいたしております。商店街と言われる佐用地区におきましても、実は、今月、非常にうれしいニュースがありまして、若手の起業家が1人、新しいお店を新規出店したというような話がありました。それを聞いた、それを見に行きました翌日に入ってきた話が、1件のお店が今月末で廃業されるというような厳しい現実がございます。

そんな中で、佐用町の関連施設におきましては、相当額の予算が充当されている。特別予算では、一般会計の繰り入れがあったり、補正予算で追加の充当があるということなので、こういったことを何とか改善できないかなというような立場で、今回の質問をさせていただいております。

そんな中で、今、特に、収益部分で申しますと、民間の経営につきましては、いろんな方策があります。そんな中で、キーワードとなっております。何点か言いますと、経営革新という取り組み、事業承継という取り組み、第2創業という取り組み、経営力向上計画というような計画策定というのが、今現在、佐用町商工会のほうへ行きますと、いろんな講義でありましたり、県、国の支援制度の活用においては、こういったキーワードがたくさん見られますが、こういったことに関して、町当局というのは、どれぐらいの認識、ご意識をお持ちでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 商工会さんのほうと、いろいろと協議をさせていただいている中で、先ほど、議員言われました経営革新ですとか、事業承継、そういった事業のほう商工会のほうでされておるといったこともお聞きしております。

それで、例えば、第2創業等につきましては、現在、新規創業につきましては、県の補助が当たらない場合には、町のほうで補助させていただくような補助事業のほう持っていますけれども、先ほど出ました第2創業なんかについても、今後、検討をしてもらえないかといった要望もお聞きしておりますので、そういったことですとか、県の補助への上乗せですとか、そういった要望もいただいておりますので、今後、そのあたりも研究して、検討をしていきたいというふうに考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 担当所管のほうですので、そういった当然、内容のことには、詳しくは、先ほど、僕が、先ほど、ちょっと質問させていただいたのは、民間企業に対しては、こういった支援制度があり、民間がこういった考え方でやっていかないと成り立たないよという時代になっているということですね。

先ほど、言いました経営革新でございます。よく似た言葉には、革命であったり、革新であったり、改革という言葉がございます。

ここで説明するまでもないんですが、革命と言いますのは、政治的によい悪い別にして、今まであった体制がごろっと変わってしまう。これを革命と言います。

今現在、産業界、経営界で言われています経営革新というのは、新たに、全く新しいことをすることを経営革新と申します。

先ほど言いましたように、収益事業、民間で経営をしておりまして、やはり自分たちの努力では何ともならない部分、当然、社会の情勢が変わってきましたよ。消費者さんの動向が変わってきましたよ。

それに合わせて、自身の事業を変えていくことを経営革新と言います。

改革というのは、今までのやり方を改めること。行政、財政につきましては、行財政改革というのに、ずっと取り組まれているんですけども、そういった形で、やり方を変えていくことで、行政、財政は、何とかよくなるんですけども、先ほど言いましたように、本当に民間で事業でございます。お客様、顧客がいらっしゃいます。そして、社会情勢が、刻一刻と変わっております。それに対応していこうとすれば、本当に、経営のやり方を、全く新しいことにしていけないと、生き残れないよというのが、今現在の経済界の考え方となっております。

そんな中で、民間で、すごく頑張っておりまして、今まで報告のありましたように、新規創業、先ほど1件言いましたけども、去年も3件ありましたし、そういった形で、町商工会、この佐用町が、そういった経営関係に関しての業務を任せておる商工会では、非常に有意義な講義もたくさんされております。

この1年におきまして、経営者のための経営計画策定セミナーでありますとか、決算書でわかる経営分析セミナー、やはり、こういった事業を継続していこう、特に、収益事業になりますと、決算書をきっちりと経営者が読めて、そこから経営を分析して、次、何をすべきなのか。

また、先ほど言いました、改革という中には、第2創業という考え方があります。今まで持っておる経営資源を活用して、全く新たな事業を起こしていく。それが第2創業と言いますが、そのための創業塾等々の本当に有意義な講義、企画をお持ちでございます。

そういったことを、今、言いました佐用町の関連施設、特に、収益施設等々の管理者、経営者、責任者の方々が受講をされたり、こういった部分で学びの場に出向いているというような実績があるのでしょうか。教えてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 去年、商工会のほうで実施されました、創業塾のほうには、1件、町の施設の管理者の方が出席をされたということは聞いております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 今、商工観光課のほうの所管のほうが参加されたということなんですけども、直接、この質問の冒頭に指定管理と書いてありますけども、指定管理に限らず、先ほど、町長の答弁にもありましたような農産物の加工、販売等々の部署に関しては、いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 特産物の関係につきましては、そういったのに参加したというのは、ちょっと聞いておりません。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） ぜひとも、こういった地元で有意義なセミナーであったり、勉強会が企画、運営をされております。今後、そういったところへ、そういった経営者、責任者の方々を出席をするようにしていくような体制、また、そういったつもりというのはないでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 特産品の直売所等の関係につきましては、今、先ほど、申し上げましたとおりなんですけども、今、3つ、そういった施設ございまして、そこの経営者の方とも農林振興課と合せて、いろいろな経営に関する協議等も進めておりますので、そういったことも含めまして、今後、検討していきたいと思います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 商工観光課の関係しております宿泊の施設についても、今後、そういった勉強の機会に参加できるかどうか、そういったことを検討をしていきたいというように思います。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 今ここで、やはり収益事業、収益が上がっていないということを、冒頭申し上げましたように、そこで責めるつもりはございません。本当に地域の方々のご努力というの、僕も現場で見えております。決して、やる気がないわけでも何でもない。一生懸命されているんですけれども、やはりちょっとした考え方であったり、いろんな学びの場へ出られることによって、事業の内容というのは変わってくるように思います。

そういったことで、せっかく地元、そういったよい機会がある。また、佐用町が委託をしている佐用町商工会が、そういった、やはり有意義な場を持たれているということで、やはり上手にリンクをしていって、成果が出るような事業になればと思っております。

そんな中で、もう1点、これも教えてください。

これも以前の質問の中で、私、民間のほうに、どういった利用の促進をされていますかという質問をしたことがございます。消費税の税率が10パーセントに上がることが、今、内定という状態なんですけれども、その後の軽減税率につきまして、レジスターの導入補助等、来年の1月に補助申請が終わるということで、民間のほうへの対応はどうですかという質問をさせていただいたら、商工会のほうで、商工会員のほうにはご案内は行ったということだったんですけれども、この町の施設においても、こういった制度が活用できる施設もあろうかと思います。そういったところの周知であったり、検討というのは、先ほどの2つの課になりますけれども、そういった施設において、そういったことを積極的に活用し、町のほうの税金の使用を少しでも少なくするような方策をとられるような準備ができているのかということをお尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 直売所の関係につきまして、直売所で独自に、そういうふうなことを研究されているのかもわかりませんが、農林振興課として、特に、そういった消費税対応については、現在のところ行っておりません。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 今、その施設に入っておるレジのほうが、複数の税率で対応できるのかどうか、そういったところも、ちょっと今現在では、ちょっと把握をようしていませんので、把握を行った上で、検討してまいりたいというふうに思います。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） 先ほど、商工観光課長のほうから言われましたけれども、実は、私の関連している会社でも、そういった形で、POSレジという、割と高価なレジをシステムで導入しております。

レジスターの補助というのですけれども、決して単体のレジスターを買うだけじゃなしに、そういったシステム変更等につきましても補助していただける制度が、今、準備されております。ぜひとも、そういった制度の研究をしていただいて、施設を経営されている方々にも、上手な制度を利用して、経営に関して、意識を持った経営をしていただけるような指導をしていきたいと思います。

あと、1つ目の質問で、いなちくのロングライドということに対して聞かせていただきました。これもあのイベントを年に1回、予算を捻出してしてくださいというんじゃないしに、その質問の中でも言いましたように、やはりこれを通じて、佐用町のファンという方がたくさんできております。また、リピーターとなっていただける可能性もございます。

また、これに限らず、本当に多くの方々が、今、はやりのロードバイクというのを通じて、佐用町へ来ていただける可能性がございます。

また、そのいなちくロングライドに限りません。何名かの方が質問をされましたように、利神城跡の国指定というのは、本当に佐用町においても、非常に大きなうれしいニュースでございます。これをきっかけに佐用町を新たに知っていただける方、また、この魅力によって、佐用町への来場者が増える。

また、もう1点は、播磨科学公園都市のサッカーコートでございます。4面増設されて11面になった、今まで利用者が年間10万人ということだったんですけども、今度、予定されているのは、年間20万人の方が、あのサッカー場へお越しになる。町の施設である笹ヶ丘荘も、やはり、そのサッカー場を利用されている方々の利用が多いとの報告も受けてございます。

ぜひ、今、佐用町において、こういった経済関係、民間行政のかかわる施設も含めて、何とか今、立て直そう、今、地域を変えていこうという時に、非常に明るいニュース、テーマが、僕は並んでいるんじゃないかと思います。

こういった、今の明るいテーマ、おいしいネタを上手に活用していってもらいながら、今、なかなか経営の大変な地域の施設、当然、地域の方々が第一でございます。地域の方々に雇用を、やはりつないでいきたい。

また、今、現状であれば、先ほど言いましたように、商工会で言いましたように、事業承継という言葉があります。高齢化した経営者が、次、どうやって、その事業をつないでいくのか。明かりの見えない事業には、多分、次の後継者がついて来ないんだと思います。

何とか、この時期をきっかけにして、次、佐用町へUIJターンで入ってい来る若者たちに雇用の場をつくるために、そういった施設を何とか変えていっていただきたいと思うのですが、すみません。最後に、ちょっと明るそうな、何か、頑張るぞみたいな言葉を一言ずついただければありがたいんですけども、いかがでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 議員おっしゃいましたように、ロングライドに限らず、スポーツイベントというものにつきましては、一時的に佐用のほうに人が集まっていたと聞いた、そういった効果は大きいというふうに思います。

ですので、そういったイベント、あるいはスポーツイベント等で佐用町に来ていただいた方に、佐用町のよいところをSNS等でありますとか、イベントの中で佐用町をPRするようなことを、今後も続けていって、少しでも佐用町の中で、お金を落としていただけるといいますか、そういった仕組みづくりというのか、そういったものを、利神城を含めた、今後の観光のあり方というのを考える中에서도考えていって、少しでも佐用町でお金を落としていただけるような、そういった方向へ持っていけたらというように考えております。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 農林振興課の分野につきましても、昨年から地方創生交付金を活用いたしまして、ひまわりオイルサミットとか、そういった帰農塾とか、それから、観光ツアーとか、そういった取り組みを、新たな取り組みを、今、行っております。

また、薬草栽培とか、ミツマタについても、同様な取り組みを行っております。

それから、農産物につきましては、佐用もち大豆の GI 取得の申請を、現在、行っており、今、国のほうで審査中でございますので、そういった GI を取得できたら、そういうのを目玉に、新たな取り組みが展開できるようにしていきたいというふうに考えております。

直売所につきましても、なかなか人員問題等、経営が大変厳しい状況でありますので、そういった中におきまして、今後、生き残りの方策等も含めて、今、検討中でございますので、そういった取り組みを、さらに強めていきたいというふうに考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 冒頭申し上げましたように、本当に厳しい経営状況、また、監査のほうからの厳しい財政に関するご意見がございましたが、やはり今、携わられている住民の方々が、いきいきとその事業に携われる、また、次の世代の方々が、その世代、その事業に夢を持って参加できるような事業運営、施設運営を町当局の責任に限らず、先ほど言いました本当に大変な民間の事業者とも、また、意見交換、リンクをしながら、町民全体で運営をしていただけることをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（岡本安夫君） 千種和英君の発言は終わりました。
続いて、5 番、竹内日出夫君の発言を許可します。

〔5 番 竹内日出夫君 登壇〕

5 番（竹内日出夫君） 議席番号 5 番、公明党の竹内でございます。

本日は、通告に従いまして、3 点の質問をさせていただきます。

1 点目は、ヘルプカードの導入について。2 点目は、訪問看護師・訪問介護員の安全確保について。町立図書館に書籍消毒機の設置について、この 3 点について、質問をさせていただきますが、この席からは 1 点目のヘルプカードの導入についての質問をさせていただきます。

障害のある方や難病を抱えた人が必要な支援を予め記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成、配布する動きが全国の自治体に広がりつつあります。

障害のある方などは、困っていてもそのことを周囲にうまく伝えられなかったり、周りの状況が把握しづらいために避難などの緊急の行動がとれなかったりする可能性があります。また、聴覚障害や心臓疾患などの内部障害のある方など、障害があることが外見からはわかりにくい人にとっても、必要な配慮や支援を得ることは簡単ではありません。

外出時に何かあったら困るという本人や家族の不安から、思うように外出ができない人もおられるようです。

ヘルプカードは、本人や家族が支援してほしい内容や連絡先などを、カードに記入しておき外出時に携帯することによって、困ったことがあった時や災害時に、周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

東京都が標準様式を定めたことを契機に、作製する市区町村は都内のみならず全国に広がっています。そうした中で政府は今年の 3 月 22 日、ヘルプカードについてのヘルプマー

クを、案内用図記号を規定する国内規格に、今年7月から追加する方針を公表しました。安倍総理も国会答弁でヘルプカード・マークについて大変意義があると述べ、一層の普及を図る考えを示しています。

佐用町においても、障害者などの理解を深め、つながりのある地域づくりを目指して、ヘルプカードを作成し、普及を積極的に進めてはと考えます。町長の見解をお尋ねします。

この席からの質問を終わります。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） はい、それでは、竹内議員からのご質問、1点目の障害者などへの理解を深め、つながりのある地域づくりを目指して、ヘルプカードを作成し、普及を積極的に進めてはどうかとのご質問にお答えをさせていただきます。

以前にも同様の内容でご質問をいただいたと思いますが、ヘルプカードは、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたもので、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困った時に、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるものでございます。特に、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障害者とわからない方が周囲に支援を求める際に有効と聞いております。

東京都を中心にヘルプカード作成のガイドラインを各自治体へ配布するなどヘルプカードの取り組みが全国的に少しずつ広がりを見せているということですが、まだまだ、その認知度が高い状況ではございません。

兵庫県内においてもこのカードの導入は、高砂市、加古川市、明石市など一部の市町で導入をされておりますが、兵庫県下では、まだ、少ないのが実情でございます。

兵庫県では、平成23年7月から譲りあい感謝マークの取り組みを進めており、佐用町も同様に譲りあい感謝マークを推進をしております。

ヘルプカードの導入につきましては、まず、単独の佐用町だけで取り組むのではなくて、このカードの、やはり有効な使い方、活用ということを考えますと、広域的に、特に兵庫県、ひいては国全体で取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

国や県においてヘルプカードや譲り合い感謝マークなどが全国に普及し、全国共通のマークとなるような積極的な活用を呼びかけ、認知度を向上をさせていくことが、専決というふうに考えております。

兵庫県は、東京都のヘルプマークについて、関西広域連合を構成する府県が各自で取り組むマーク等を合せてPRを努めており、マークを統一化することについて、国に要望をいたしております。

ヘルプカードにつきましては、個人情報取り扱いにも影響いたしますので、佐用町社会福祉協議会や佐用町障害者地域自立支援協議会、佐用町身体障害者協議会等からのご意見もお聞きしながら、兵庫県や近隣市町との連携をしながら検討を進めて行く必要があるのではないかと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 町長も言われましたように、この質問については、平成 27 年の 3 月、そして、続いて、6 月に質問をさせていただいております。

町長のほうから、今、説明がありましたんですけど、介護マーク、佐用町でも採用されて活用されていると思うんですけども、介護マークの説明では、介護をしていることを周囲にさりげなく知ってもらいたい時、また、駅やサービスエリア等のトイレで付き添う時、男性介護者が女性用の下着を購入する時、障害のある方を介護する方も介護マークをご活用くださいという説明書きがありました。

これは認知症の方を介護する時に、こういう活用するものだと思っております。

それと、兵庫県では、兵庫ゆずりあい駐車場制度というのがあって、優先的に駐車できるという制度もあります。これは、公安委員会の発行する駐車禁止除外指定者標章、これでも同じように利用できるというような説明がありました。

また、昨日の廣利議員に関する町長の答弁で、聴覚障害のある方が佐用では 86 人おられるということを聞いております。こういった方に、いわゆる内部障害のある方も、やっぱり、そういうヘルプカードを活用することによって、周りの人が手助けしやすいのではないかなという感じもいたします。

町長の答弁聞いておりますと、元々、機が熟してからとりかかるほうがいいんじゃないかというような感じを受けたんですけども、佐用町もやったぞというようなことを、周囲に知ってもらって、佐用町からこういう取り組みをされてもいかがかなと思うんですけど、いかがでしょうか。町長。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 別に、消極的に、この反対するというようなものでも何でもないと思います。

ただ、国においても、そうした障害者への援護、支援をしやすい。こういう体制は、広域的に、国としてもつくらなきゃいけないだろうと。特に、このヘルプマークと言われるものが、例えば、各自治体単位でしているところと、していないところがあるというのも、本来、ここに生活されている方も都市部へ出られたり、いろんなところで、広く活動をされているわけです。

そういう時に、特に、顔が見えない。普通、知り合いのいないようなところで、一番、助けが必要だと、そういうことが、私は、ヘルプカードの一番大事なところではないかと思うんです。そういう時に助けていただくということが。

ですから、こうして、関西広域連合においても、一緒に 1 つの広域的な取り組みとしてやろうという、一応、国にも要望もしているということでもあります。

ですから、少なくとも、例えば、西播磨、姫路を含めた、そういうところでも一緒に取り組むということで、考えていかなきゃいけないし、逆に、こういうマークを次々と、別々のマークをつくると、本来、障害を持たれている方は、そういう思いでつくられたものだ。一般の皆さんが、そういうことに認知していないと、役に立たないわけですね。

で、今、介護マークとか、また、譲りあい感謝マーク、町としても兵庫県が、こういうことを進めようということで、譲りあい感謝マークというものをつける。これと、じゃあヘルプマークとどうなんだということになります。

ですから、そういうものも統一して、わかりやすくして、ほな有効に使えるようにしなければならないというふうに思います。

ですから、ヘルプカードというものを統一するということで、ある程度、行為的に皆さんで取り組みが、足並みがそろえば、当然、佐用町も一緒に考えていきたいというふうに思っているところです。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 既に、このヘルプカードについては、案内用図記号が規定されて、国内企画に追加された。

例えば、駅のマーク、トイレのマーク、荷物預かるマーク、駐車場のマークとか、それと同じように、指定されて、このマークが広がっていくのではないかなと思います。

参考までに、ネットから出したんです。こういうマークなんですね。これが広がるんじゃないかなと思っております。

確かに、全国的にこれが広がらんと、旅行した時とか、そういう時に、やっぱり援助が受けにくいことも事実なんです。

だから、佐用独自でというのは、非常にまた、難しいと思いますので、また、兵庫県、あるいは全国に広げてほしいなと思います。

これ、全国で、東京都が作成したガイドラインには、ヘルプカードの意義として、本人にとっての安心、家族、支援者にとっての安心、情報とコミュニケーションを支援。障害に対する理解の促進の4つが定められています。

障害者の理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにもヘルプカードの普及が必要であると思います。

このように、町長もできたら全国的に広がったらいいなというご意見聞きまして、非常に安心しました。

現在のところ、これは、全国で1府7県66市町村で導入があるそうですが、まだまだ、広がる余地というのか、全国的にしようかなということも時間的にも、また、かかるんですけれども、これは近い将来、佐用町でも86人の方の聴覚障害のある方がおられるので、また、心臓の悪い方、その他の周りの援助が必要な方、たくさんおられると思うので、できるだけ、県や国に働きかけていただいて、できるだけ早く、このヘルプカードが、全国に普及することを願って、この質問については終わります。ありがとうございました。

次の2点目の質問に入らせていただきます。訪問看護師・訪問介護員の安全確保について。

訪問看護師や訪問介護員の2人訪問による安全確保についてであります。要介護状態にあっても、住みなれた地域で在宅医療、介護を受けながら自分らしい暮らしを続けていけることができるよう、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しての取り組みがなされています。その実現には、訪問看護師や訪問介護員の方々が不可欠な存在であります。そして働きがいのある環境が必要です。

しかし、県内の訪問看護師を対象とした調査では、利用者等からの威圧的な態度などで危険を感じて安心して働けなかったり、暴力や言葉での侮辱などを受けることがあるようです。

このような実態から、兵庫県では、訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止を図るため、利用者等からの暴力行為などで2人以上の訪問が必要なケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助する事業がスタートされました。

佐用町では、現在、利用者からの暴言は1件あったと伺っておりますが、暴行などの報告はないようです。しかし、これは、明らかになっていないだけかも知れません。今後、発生しないとも限りません。兵庫県の事業を活用し、訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止対策事業を実施してはと考えます。町長の見解をお尋ねします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、続きまして、2点目のご質問でございます、訪問看護師・訪問介護員の安全確保についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業でございますが、ご指摘のとおり、兵庫県が平成29年4月から始めた事業でございますが、利用者の暴力行為などが原因で、2人以上の訪問が必要なケースであるにもかかわらず、利用者及び家族等の同意が得られないため、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を助成するものでございます。

助成内容といたしましては、介護事業者に対して、補助基準額の3分の2を、県と市町が折半して交付することが想定をされております。

そもそも、介護保険制度における2人訪問加算でございますが、次の3点のいずれかに該当する場合に算定可能な報酬でございます。

①つ目は、利用者の身体的理由により1人でのサービス提供困難と認められる場合。

②つ目は、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。

③つ目には、利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合であります。

ただし、複数の訪問看護師等がサービスを行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ることが前提条件となっているため、同意があれば、介護事業者は報酬加算を受けられるということになっております。

このたびの制度は、先ほど申し上げました3つのケースのうち、②つ目の暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合で、かつ、利用者又はその家族等の同意が得られない相当の理由がある場合に限って、介護保険制度の枠外で補助金を交付するものでございます。

この事業の実施に際しましては、市町が補助金要綱を作成し、県の負担分を歳入予算で受け入れ、市町の負担分と合わせて事業者に対する補助金を歳出予算に計上する必要がありますので、平成29年2月に、県から事業実施についての意向調査があったところでございますが、当時はそのようなケースの相談もなく、ニーズが発生していないとの判断から実施を見送っていた経緯がございます。

また、この意向調査では、当該事業のほか、定期巡回サービス事業者参入促進事業という事業につきましても、合わせて照会があったわけでございます。

こちらの事業は、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行う、定期巡回・随時対応サービスに新たに参入する事業所に対して、人件費等の助成を行うものでございますが、これにつきましても、事業者の参入が見込めないことから、実施を見送っておりました。

こうした経緯の中、ご質問にもありましたが、町内の介護サービスにおいて、暴言行為があったとの情報を得て、時を同じくして、町内の既存の介護事業者から定期巡回・随時対応サービスへの参入の意向が示されたところであります。

この状況の変化を受けまして、今後につきまして、県と歩調を合わせて、両事業ともに取り組む方向で検討を進めていたところでございます。

平成 30 年度からの実施に向けて、ただいま事務を進めているところでございますが、今後、予算措置等必要になってまいりますので、平成 30 年度の予算の中で措置を行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） どうもありがとうございます。平成 30 年から実施に向けて準備しているという答弁をいただきました。

この質問をさせていただいたということは、私が、今から 30 年ほど前、尼崎で勤務したことがあるんです。それで、鹿児島県の離れ島から尼崎に働きに来て、それで田舎にはひとり暮らしのお母さんがおるということで、お母さん引き取ったみたいですね。

そしたら、来た途端に知り合いがなくて、外出もしない。家でゴロゴロいうのか、家でずっと中に閉じこもっていた。そしたら、いきなり認知症が出てきて、田舎へ帰りたい。田舎へ帰りたいということばかり言うので、田舎へ連れて帰ったそうでは。

そしたら、認知症の症状も消えたというようなことを聞いております。

このことから考えますと、やっぱり自分が育ったところで、やっぱり最後を迎えるのが、一番、その人にとっては幸せかなと思っております。

介護施設とか病院が、いろいろよくなりまして、入りやすくなったというんですか、そういうことも大事なんですけども、できるだけ在宅介護、在宅医療が受けられるような制度を求めて、この質問をさせていただきました。

町長から、こういう前向きな答弁いただきましたので、もうこれ以上言うことがないので、この質問については、これで終わります。ありがとうございました。

それで、3 点目、町立図書館に書籍消毒機の設置について質問させていただきます。

佐用町の図書館は、近隣の市町の図書館に比べ広く、また、蔵書の本数は 13 万 2,000 冊と多く立派な図書館であります。

そして、町立図書館の利用者は多く、昨年度は図書の貸し出し冊数が 9 万冊余りでたくさんの方が利用されています。

日本経済新聞によりますと、図書館で書籍消毒機の設置が広がっている。電子レンジのような構造で、紫外線と風、消臭抗菌剤が出てくる。利用者からの過剰なクレーム対応の意味合いもあると報じられていました。

また、小さな子供を持つ親らは、安心して本を読ませられるという声もあります。

この機械は、本をセットしてスタートボタンを押すと紫外線が照射され風が 30 秒送られる。一度に数冊の本を消毒でき、ほこりや髪の毛、ダニなどを除去できるものです。気持ちよく、次の人が本を手にとれるよう、設置されてはどうかと思いますが、町長の見解を伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、3点目のご質問でございます町立図書館に書籍消毒機の設置をしてはどうかというご質問にお答えをさせていただきます。

町立図書館は、町民の生涯にわたる自己学習を保障する情報センター内に、本のある、町民のふれあいの場の想像を目指して、平成13年にオープンを行いました。その後、平成17年の町合併を経て、現在17年目を迎えております。オープン当初、約3万冊でございました蔵書も、この春には、13万冊を所有するまでとなり、また、年間貸出冊数も約5万冊から9万冊となるなど、多くの町民の皆様にご利用をいただく施設へと成長をしてまいりました。

町民一人一人が、より豊かな暮らしの実現に貢献できる施設として、また、全ての町民の生涯にわたる学びの場を目指して、自らを耕す自己学習の場、さらには地域を耕す場となるよう、今後も、新たな情報とともに、豊富な資料群の整備・保存に努めてまいりたいと考えております。

町立図書館の本は、不特定多数の方に手に取っていただき、ご利用いただくため、汚れもつきやすくなります。多くの方に気持ちよく利用をいただくためには、本が清潔であることはとても大切なことと考えます。そのため、町といたしましても、本を少しでも清潔に保ち、気持ちよく利用いただけるように、本が返却された際に表面をきれいに拭き、中身は汚れを確認し、大きなごみについては取り除くなど、一冊一冊、対応をしているところでございます。

現在1日平均で約90の方が来館し、320冊の本が貸し出され、返却をされております。そして、本に関するさまざまな相談業務や書架整理も含め、そうした全ての対応を現在、平均毎日4人体制で行っているところでございます。

今回、議員からご提案いただきました書籍消毒機につきましても、選択肢の1つとして、これまでも検討いたしましたが、現在の職員体制では、その対応が難しいことに加え、本に紫外線を当てることにより、紙が劣化し印刷が退色することを考慮しますと、導入するメリットは低いと考えました。

また、去年の10月に毎日新聞紙面上に掲載をされました、菌の繁殖に詳しい微生物化学研究所の五十嵐雅之研究部長の弁によりますと、一般生活で付着する細菌といえど大腸菌とブドウ球菌ぐらいで、大腸菌は乾燥に弱く、ブドウ球菌は全ての人が潜在的に保有しているということでもあります。また、インフルエンザなどのウイルスは、紙に長時間付着すると活性化しなくなる。細菌もウイルスも過剰に心配をする必要はないとの指摘もあるなど、専門家からも過剰に心配する必要はないとの声も上がっております。

さらに、近隣市町の動向を調査しましたところ、西播磨管内では、現時点で赤穂市のみが導入しておりますが、他市町におきましては、機械が高額でもあり、場所をとり、実際の効果が不確定なことや、お互いのことなので各自が気をつけるように啓発に努めていきたいなど、さまざまな理由から、導入は行われておりません。

町といたしましても、これら全ての事柄をそれぞれ総合的に捉えて、現時点におきまして、現在の取り組みをより徹底して実施するとともに、町民の皆様のご理解ご協力を仰ぎながら、マナーの向上の呼びかけ、誰もが気持ちよく図書館をご利用いただける環境づくりに努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 町長が言われるように、専門家によりますと、多くの人が触れた本は、人体に影響するかどうかについて、手や皮膚に菌がついただけで感染することはないそうですが、不特定多数の人が利用する図書館の本を、書籍消毒機を使うことで、清潔な本が安心して借りられるという声があります。

また、赤穂市の場合は、見ましたら、この本体だけというのか、上だけの、21 万円ほど出して買われたそうです。

それで、その消毒機を家の本も使ってもらってもいいという制度にしたそうです。そして、やっぱり来館者も増えたということで、よかったなというような感想を聞いております。

赤穂市の件ですけれども、維持管理については、紫外線の球というのか、紫外線灯というのか、それを交換と電気代ぐらいで、紫外線灯というのは、約 2,500 円ぐらいな物で、どのぐらいで交換するかは知りませんが、そんなランニングコストがかかるものではないということも聞いております。

赤穂市にあるのは、書籍消毒機というのではなくって、除菌ボックス。電子レンジぐらいな大きさらしいんですけど、それと、書籍消毒機というのは、その下に、コンプレッサとか、いろいろ入っておるんだと思うんですけども、高さは、このくらい大きくなるんですね。それで、約 70 万円ぐらいかなということです。

書籍消毒機のことを、利用している方に聞きますと、それはええことやかと、誰もが言われました。そんないらんでとかいうような人はありませんでした。

町長の答弁でもありましたように、赤穂は、インフルエンザが流行した時に、約 2 年前に設置したということなんですけれども、赤穂の場合、受付の横に置いてあるらしいんで、そこで自由に使ってくださいと。持って来た物、自分でやって返してくださいよというような制度らしいんですが、ちょうど、この佐用町の図書館を見ますと、入口のちょうど右側に設置の場所があるなど見ております。

まだ、早いというような話もあったり、考えていないということなんです。残念ですけれども、赤穂市の除菌ボックスにかかるアンケート結果というのが、これもらったんですけども、図書館はよく利用されますかというのは、40 人中 34 人がはい。除菌ボックスを引き続き利用したいというのが、39 人中 34 人。除菌ボックス利用の感想はどうですかというアンケートについては、38 人中 27 人がよいと。それで、8 人が普通だと。それから、除菌ボックスは必要だと思いますかというアンケートに関しては、38 人中 27 人が必要であるという回答をしております。それで、いらないというのも 2 人おられて、どちらでもよいというのが 9 人おられるということなんですけど、大多数の人が除菌ボックスが必要だなという感想ですね。

それで、この書籍消毒機を置いてもらうことによって職員の手は取らないと思うんですね。自分で入れて、自分で消毒して返せばいいことですから、非常にまた、佐用の本はきれいに消毒されて返還されているでとなったら、やっぱり子供さんにとっても非常に安心ででしょうし、免疫力の弱い子供さんが手に取っても安心だろうと思いますので、そのあたりのことを、ぜひ町長、前向きに考えることは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この図書館の本だけではなくて、そうした私たちが生活する中で、いろんな物に、当然、触れて、いろいろなものを（聴取不能）、（聴取不能）使ったり、

共同して使ったりします。

そういう中で、当然、清潔にすることは大事なんですけども、私は、あまりにも今の時代、過剰なそうした抗菌だとか、除菌とかいうことを日本の社会というのは、し過ぎているという点、そういう私は感覚を持っています。それによって、人間の人が持つ、本当にこういう体の抵抗力ですね、免疫力も含め、抵抗力が逆に低下していくと。

ですから、書籍と、当然、汚れていたり、ごみがあったりというのは、気分的に非常に不快な感じがするということはわかるんですけども、それで目に見えない菌がついているからというようなことに、こういう考え方を、どんどん広げていきますと、なかなか公共的なもの、皆さんに全体に提供するようなことができなくなることもあります。

ですから、そういう意味でも、図書館の場合、特に、例えば、今、言われたように、個人が自分でしたらいいんだということなんですけれども、返却は、かなりの方が返却ボックスで返却をされます。土曜、日曜なんかの閉館日の時とか、時間外の時に、そういうこともしなければなりませんし、職員においても、先ほど申しましたように、少ない人数の中でやっていますけれども、それなりに佐用町の場合、特別にそれによって問題が起きているということは全くないと思っておりますし、こうした機械的に消毒をするということ、本に導入するということ自体、私は、その必要性というのですか、それは感じておりませんので、こういう答弁をさせていただいているところです。

あまり、本当に日本は、全て手に触れるもの、何でも過剰な、確かに清潔にしなきゃいけないというような、敏感な方も確かにいらっしゃいます。その方は、その方の考えなんですけれども、世界的に見て、本当に、そういう中で、本当に日本人のインフルエンザ1つにしても、抵抗力がない中で病気にかかってしまうという、ある意味では、やることが逆に人間の力というものを落としてしまっているような面もあるというようなことも、やっぱり考えていく時代ではないか。改めて考えなきゃいけない時代ではないかなというふうに、私は、思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

町長（庵逄典章君） 町長の言われることも、私もよくわかっております。そのとおりだと思っておりますが、やはり小さなお子さんをお持ちの方が、安心して使えるというような施設も必要ではないかなと思っております。

これ全国で3,200ぐらいの図書館があつて、現在、正確に言いますと、340台ぐらいを導入しているというデータもあります。これも、だんだん広がってくるのではないかなと、私は思っておるんですけど、町長は、今のところは、まだ、必要ないというような答弁いただきましたので、これも長いことかけて、前向きな答弁いただけるように、私も頑張つてやりたいなと思っております。

これで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 竹内日出夫君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休息をとり、再開は午後 1 時ちょうど、午後 1 時からとします。

午前 11 時 30 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは休憩を解き、会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を続行します。
13 番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、国民健康保険税について、1 点目。2 点目は、介護保険施策について、この 2 項目について、質問を行います。

まず、この場からは国民健康保険について、質問をします。

国民健康保険証の更新に当たって、平成 30 年 4 月から新たな国民健康保険制度が始まるとして加入者に通知文を送付されました。この通知文の中に、現在に比べ保険税が上昇する可能性がありますと記載がされているところです。

そこで、次の点について伺います。

①、町独自の法定外繰入で保険税の引き上げをせず、健康と暮らしを守ることに
の考えを伺います。

②点目に、滞納を理由にした保険証の取り上げや財産の差し押さえが低所得者に及んでいないか、資格証、短期保険証、とどめ置きの実態について伺います。

③点目に、中学卒業までの医療費無料化など町独自の施策に対する国のペナルティーの実態について伺います。

④点目に、今年、7 月全国知事会は国保制度のさらなる改革に向けた提言を発表しました。その中身は、1、国保への定率国庫負担の引き上げ。2、子ども医療費無料化の国の制度の創設。3、自治体の医療費無料化の取り組みに対するペナルティーの全面中止。4、子どもの均等割の軽減などになっています。国保の構造問題を解決する本当の改革提案ではないかと思いますが、町長の見解を伺います。よろしくお願いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

国民健康保険についてということで、4 つの項目についてのご質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきますが、その前に国民健康保険証の更新に当たって、平成 30 年 4 月から新たな国民健康保険制度が始まるとして、加入者に送付した内容について、少し、説明をさせていただきます。

佐用町では、現在、所得割・資産割・均等割・平等割の 4 方式による国民健康保険税の算定を行っており、税率を改正する際のその賦課割合につきましては、所得割が 40、資産割が 10、均等割 35、平等割 15 を基準といたしております。

兵庫県では、資産割を除いた所得割・均等割・平等割による 3 方式を標準的な算定方式

を目指すこととしており、その賦課割合は所得割 50、均等割が 35、平等割 15 でございます。

被保険者の負担の公平化を目指しており、将来的な県内統一保険料を採用する際にも 3 方式が採用されます。

町では、4 方式から 3 方式への段階的な移行を検討しており、所得割の賦課割合を 50 に、そして資産割の賦課割合をなくすということによりまして、被保険者の所得・資産の状況により、保険税が上がる世帯もあれば、下がる世帯もあるというふうに考えております。

また、平成 30 年度の制度改正により、各市町は国保事業費納付金を県に納め、県から医療の給付に関する費用全てが交付されます。この国保事業費納付金については、確定時期は平成 30 年 1 月初旬に予定をされておりますので、国民健康保険税を含めて国民健康保険特別会計を運営していくための総額が、現時点では確定できておりません。

兵庫県が作成した周知用のホームページ案では、新制度では、市町ごとの医療費水準が反映された保険料とする仕組みになること等から、一部の市町においては、現在と比べて、保険料が上昇する可能性がありますと、登載する予定だと聞いております。

以上の要素から、保険税が上昇する可能性があるというふうに、案内をしたところでございます。

それでは、①点目の町独自の法定外繰入で保険税の引き上げをせず、健康と暮らしを守ることにについてどう考えるのかというご質問でございますが、保険税の引き上げをせずに、法定外繰入で対応せよとのことでございますが、国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、また、出産などにより安心して医療を受けることができ、必要な保険給付を行うために、被保険者、これは加入者ですね、被保険者が保険税を納め合って医療費の負担を支え合う相互扶助の医療制度でございます。保険税は、制度を運営していく上で、当然、必要な財源であり、また、法定外繰入は全町民を対象とした一般会計の財源の一部を使用して、国民健康保険制度の運営を助けようとするものでございます。平成 29 年 6 月の一般質問の際にもお答えをしましたとおり、町においては、これまで被保険者の負担を軽減させるために、運営上、ある程度の不足額を一般会計から繰入を行ってまいりました。この法定外の一般会計繰入については、従前より国から計画的・段階的に解消することが求められているわけでございますが、被保険者の負担が急激に増加した場合など、被保険者の負担軽減を検討していきたいということで、一般会計からの繰り入れということも継続して行う状況も、当然、想定をされます。

健康と暮らしを守ることにについて、国民健康保険としては、国民健康保険税においては、低所得者には所得に応じて均等割、平等割の軽減措置もとっております。また、風水害などで大きな損害を受けたときや収入が著しく減少した場合など特別な場合には、国民健康保険税の減免や医療機関で支払う一部負担金の減免等の措置を規程・取扱要綱で定めて、対応策を実施しているところでございます。

次に②点目の滞納を理由にした保険証の取り上げや財産の差し押さえが低所得者に及んでないか、資格証、短期保険証、とめ置きの実態を問うということでございますが、国民健康保険の被保険者の状況を申し上げますと、10 月末現在で、2,567 世帯 4,187 人の方が加入をされております。この 11 月の保険証更新時において、資格証は 5 世帯、短期保険証は 75 世帯に発行をしております。また、その発行の際には窓口で納税相談を行い、生活実態などの状況をお聞きして、分納誓約書を交わすなどの収納対策をとっておりますので、保険証のとめ置きや滞納を理由に保険証を取り上げるというようなことはございません。

次に③点目の中学卒業までの医療費無料化など町独自の施策に対する国のペナルティー

の実態についてのご質問でございますが、平成 28 年度においては、無料化の波及効果として定率国庫負担金が 572 万 6,000 円程度と見込まれる額が減額をされております。その 2 分の 1 である 286 万 3,000 円を、兵庫県より事業費補助金としていただいておりますので、残りの 2 分の 1 は、その他一般会計繰入金として国民健康保険特別会計で受け入れをいたしております。国民健康保険特別会計といたしましては、減額調整の影響を受けておりませんが、町の一般会計で減額分を負担しているということになります。

このたび、厚労省において、国保の公費を減額調整する措置をめぐっては、政府の少子化対策や子育て支援に逆行することから、平成 30 年 4 月より未就学児について減額措置の対象から外すことが決められました。未就学児を対象とした平成 26 年度の減額調整措置の実績は、国費 60 億円、県費 15 億円に及んでおりますが、この改正による佐用町への影響額については、不明でございます。

次に④点目の全国知事会の提言についてのご質問でございますが、ご指定の提言とは、7 月 27 日、28 日に開催されました全国知事会議において、8 月 8 日に要望が行われた平成 30 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望の中身についてではないかというふうに考えております。

この提案・要望は、地域において住民が安心して暮らすことができるよう、国と地方が一体となって社会保障サービスを提供して支えていることを踏まえ、それぞれの適切な役割分担のもとで、互いに協力しながら持続可能な社会保障制度を確立していこうと要望されたものであります。

ご存じのとおり、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険の基礎としての役割を果たしている国民健康保険は、近年の社会情勢や高齢化によりまして、年齢構成が高く、医療費水準が高くなってきております。

また、高齢者、退職者や低所得者などの加入割合が高く平均所得が少ないために、増大する医療費に見合う保険料収入の確保が難しくなっているところでございます。

このたびの健康保険制度の改正により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなっております。

全国知事会といたしましても、国民健康保険が抱える財政上の構造的問題を十分に理解しての要望がされているものと推測をいたします。

また、全国町村会においても平成 30 年度政府予算及び施策に関する要望として、子ども医療費無償化の国の制度の創設や子供への医療費助成に対する減額調整措置の全廃、国民健康保険の安定運営の確保などを取りまとめたところでございます。

町といたしましても、地域において町民の皆さんが安心して暮らすことができるよう、国と地方が一体となって社会保障サービスを提供し、持続可能な社会保障制度を確立していくために他の団体と連携をとりながら要望をしていきたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） じゃあ、順番に、町独自の法定外繰入で、保険税の引き上げをしないで、暮らしを守ることについて、先ほど、答弁がありました。

参考までに、神戸新聞の 10 月 19 日付で、国のほうは、いわゆる一般会計からの投入について、国保の赤字を穴埋めする措置として、当面、容認する姿勢に転じたというふうに

書かれておりました。

特に、国民健康保険の加入者が、いわゆる高齢者や低所得者の加入が多いということから、構造的な問題があるということから、そういった一般会計からの、いわゆる法定外繰入、実際に約6割の市町村が行っているということで、そういうような方向が出されたと報道されているところです。

合わせて国は、保険料を、今度、来年4月から、平成30年4月から都道府県が制度としてやるわけですが、国として、保険税を引き下げするために、伸びを抑えるために、約1,700億円も投じるということも合わせて報道されているところです。

そこで、来年度からの都道府県化が行われますけれども、保険料の、先ほど、冒頭に佐用町の場合は4方式で上がる。県下では3方式だけでも、そういう方式で、将来にわたっては3方式にしていくという方向は示されたんですが、当面、来年度の保険料について、こうした一般会計からの繰り入れや、また、国の保険料の伸びを抑える、そういう対応がされることについて、その保険料を引き上げるなどということを、言っているんですけど、その点、具体的に、今の時点では、回答できることがありましたら、お願いしたいんですが。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 具体的に、回答をする前に、その今回、平成30年度から始まりまず国保の制度改定ですね、国、県が、国保の運営主体になるという、このことと、また、一般会計から繰り入れをしながら、今現在の国保税の軽減をしていること、そのことと分けて、きちっと考えていただかないと、というのは、この県が運営主体となって、佐用町の総額ですね、国保の負担税の総額というものを、現在の給付水準とか、そういうものを勘案して、割合というものを、負担額というものを提示してくるわけです。

それによって、実際にどのような、佐用町が総額として、県に納めなければならないのか、ここは、また、それに対して、国としても、ある程度軽減するための、そういう予算措置もするという、財政的な支援、措置もするということですので、それが出てみないと、これはわからないところがあります。

ただ、佐用町においては、これまでも何回も説明させていただいたように、実際の、その保険税、被保険者から、加入者からいただいている保険税と給付とのバランスですね、そこは佐用町の場合は、全県下の中から見れば、税は、低くて、給付が非常に高いという状況にあります。その点について、どのような額が示されてくるのか。ここは、十分に見て見ないとわからないところがございます。

それと、保険税の一般会計からの繰り入れを、ある程度、これまでできてきている分については、そういう個々の保険税の状況、上昇率を見て、これは検討、見てみなければわからない。平均的に急激なものが、増えるということについての対応策はしなきゃいけないだろうなというふうには考えます。

ただ、後、県が示しております、この試算割をなくして、3方式にすると。このことによって、一人一人の保険税の状況が、この割合によって変わるんですね。このことによる、上がる人もあり、下がる人もあるという点については、これは逆に制度上、公平な負担、現在の社会情勢の中で、公平な負担を求めることについての問題としては、下がる人は、もう下がっていいんだと。上がる人だけは、そうした一般会計から繰り入れて調整をしなきゃいけないんだということにはならないというふうに思います。

ということは、現在、佐用町のような4方式をとっているところをもあります。最終的に資産割というものの、率としては、これが保険税の中では10パーセント、割合占めているんですけども、資産があっても、実際そのものが生活の中で、例えば、資産からたくさんの収入が得られているというのであればいいんですけども、ただ単に、固定資産というものを、たくさん持っておられても、全く収入にはなっていないというような実態です。

特に、私たちの地域なんかにすれば、山があったり、田んぼがあっても、家があっても、それが生活の収入にはならない。そういう中で、やはり公平な負担を、生活の中でも公平な負担を考えた時には、この所得割というものを、所得というものを基準に算定をすべきだろうということが、これが課題になっているわけです。

だから、佐用町としても、そういう方向に、できるだけ早く持っていかなきゃいけないだろうと。先般も国保の運営協議会をさせていただいた時も、運営委員の方からも、何年もかけずに、できるだけ、ここの整理を3方式なら3方式にすべきではないかと、ことが必要だろうという意見も出されておりますので、その点は、まだ、何年間で、そうした資産割というものを廃止して、3方式にするかどうかということは、まだ、最終決定はしておりませんが、このあたり、早急に決定をしていきたい。

それによる、これまでの一人一人の保険税が上がったり下がったりする分、これは、そういう制度の中で起きることですから、これは、皆さんに受け入れていただかなければならないと思います。

はい、以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 保険料の算定に当たって、その方式、現在の4方式で、所得割、資産割、均等割、平等割、この方式の中で、今、お話が出ているので、合せてお尋ねしたいんですけど、保険料の算定に当たっての均等割というのは、資産と所得とは、また、違うんですけど、1人当たりの保険料ですけど、1人当たりになりますから、子育て世帯とか、それから多い人数の世帯にとっては保険料が高額になるという、そういう仕組みのものです。

ですから、均等割そのものを自治体独自で軽減しているところがあります。子育て支援という形で、その率を子育て世帯に対しては軽減していくというやり方なんですけれども、こういった対応も、私は、保険料を決めていく上で、考えていただきたい1つだと思いますし、先ほど、紹介した全国の知事会でも、子供の均等割の軽減も要望として上がっていました。全国町村会では、その点は、どうなのでしょう。国に対する要望と合せて、町独自でのそういった取り組みについてのお考えがありましたら、お聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 特に、町独自で佐用町だけで国に要望するということは、なかなか、これは難しいです。

ですから、全国知事会も全国町村会も同じ、それぞれの自治体を運営するものとして、

国に対しては、同じような要望をしているということでもあります。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。

言葉足らずだったんですけど、その全国の取り組みと合せて、独自で、その均等割を軽減している自治体もあるので、佐用町として、その均等割を軽減して、子育て世帯などの支援をしてはどうかと思うんですけど、保育料の算定に当たっての均等割のあり方について、お考えがありましたら、その点、伺いたいと、今、質問したんです。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この均等割なり、所得割なりの、こうした割合、そういうものを、まずは、それぞれが公平に負担をしていただくように算定しなきゃいけないということだと思います。

ただ、子育て世帯とか、そういう子供たち、そういう面では、いろんな面で、そうした配慮をして、軽減の配慮をしておりますから、この保険の中で、どの程度の方が、こういう対象になっているのかというようなことも十分勘案、見ながら、今後、これから実際の保険料の算定と、その中身を十分検討していきたい。そういう中で、必要があるということで、対応しなきゃいけないとなれば、そこは、その段階で検討はしますが、基本的には、公平にしていけないと、これ、なかなか、皆さん、みんなが納得していただくという形で、皆さんの保険であります。だから、関係者皆さんの、やっぱり、そうした理解というものがなければならないというのが原則だと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） その点につきましては、今後の課題ですけれども、ぜひ前向きに検討のほう、よろしくお願いいたします。

子供の医療費の関係なんですけれども、国庫負担金のペナルティーを 1984 年以降行っています。

それで、先ほど、答弁の中にありましたように、来年から未就学、学校に上がるまでの子供さんについて、それに限り、国はそのペナルティーを廃止するということを決定していますが、佐用町の場合、中学 3 年生まで、いわゆる医療費を助成しております。そういう点では、就学前までのペナルティーがなくなるということは歓迎ですけれども、あと引き続き、国庫負担金のペナルティーを受けるわけで、それらの実態については、どのようになっているのか、先ほど、ご回答の中で、平成 28 年度、国庫 572 万 6,000 円の減額があり、その 2 分の 1 は県から受けているというご回答だったんですけど、その国のほうの廃止されることで、この金額というのは、大きく変わってくるのでしょうか。そこらへんの実態はどうなりますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 申されました国のペナルティーの実態でございますけれども、先ほど、平成 28 年度の実績によりますと、2 分の 1 の 286 万 3,000 円を兵庫県が需用費として補助金でいただいておりますけれども、これはゼロ歳児から中学校卒業生までの子供さんに対するペナルティーということでございます。

この平成 30 年の 4 月からおきましては、未就学児までは、国の制度によりまして、減額調整の措置はカットというふうなことでござっておりますので、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの子供さんにおきます、このペナルティーというのは、また、今現在と同じような形でカットというふうなことになると思いますけれども、その減額の額は、人数あるいは医療費等の額によってございますので、今の時点では、はっきりした、どのぐらいかかるというふうなことは、申し上げることはできません。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ペナルティーは、先ほど、私は、子供の医療費の関係だけを言ったんですけれども、このほかに高齢者の方や、障害者も対象にして、いわゆる国のペナルティーがあるというふうに紹介されているものを読んだんですけれど、国では総額にして、399 億円という金額になっております。

そういうことで、子供の医療費以外に、佐用町の場合、そういう影響、ペナルティーを受けているような実態はあるんですか。お聞かせください。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 今、申されました子供さん以外の高齢者、あるいは、そういったところの補助のカットの分でございますけれども、国保におきましては、今のところ、そういった、はっきりとした額までは、把握はしておりません。

確かに、国のほうでは、カットと無料化、あるいは、1 割、2 割負担によって、町の独自の施策におけるペナルティーというようなことはございますけれども、今現在において把握はしておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国民健康保険は、先ほど、町長の冒頭の答弁の中では、いわゆるお互いに加担者で保険を行っていく、運営していくので、そういう制度だということになっているんですが、ご回答がありましたけれど、国民健康保険は、そもそも、社会保障制度

で、国の責任で予算を確保し、運営を改善するというのが、基本になっているんですね。

その点、基本中の基本なんですけれど、そこところが、明確でないと、国に対して、いろいろな要求をしていくことであるとか、一般会計からの繰り入れをしていくこととか、具体的な対応をしていく上で、そこが大事なので、その点、もう一度、社会保障制度の中の国民健康保険制度というのは、あるんだという点を、ちょっと確認したいところなんですけれど、お願いできますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然これは、国の社会保障制度全体の中に位置づけられているわけです。ですから、ただ、制度として申し上げているのは、制度として、この制度として、当然、保険制度としての加入者、皆が保険料を支払って、相互扶助の制度であることには、これもまた、間違いないと思います。

ただ、国としても、そうした中で、それぞれの被保険者だけの保険料で運営しているのではなくて、これは公費を当然、割合を決めて投入をしながら、加入者の負担軽減を図り、制度として、これを持続できるような形での運営において、町においても、その運営に携わっているということでありまして、何も、全く民間の保険ではありませんので、公的な運営を行っているという点において、社会保障制度の一環の中で、保険制度が位置づけられているということ、このことは言うまでもございません。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほど、回答の中で、もう一度、聞きおきしたかったのが、滞納を理由にした保険証の取り上げなど、所得の低い方にまで及んでいないかということで、具体的な数字として、資格証が5世帯、それから、短期保険証については、75世帯ということで、窓口での対応で、そういうことだということなんですけど、とめ置きはないということなので、一応全部、そういう形で対応がされているということなんですけれども、こういった実態で、資格証については、従前から指摘しているように、窓口で医療にかかった場合、10割負担、本人が全額費用を負担しなければいけないという性格のものですから、そういった方の生活実態であるとか、その行政として具体的に、そういった方に対する丁寧な、親切な対応というのは、気をつけていただいているかと思いますが、実態としては、どうですか。滞納を理由にして、そういった実態があるということについて、もう一度、回答していただけたら。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 窓口の対応ということでございますけれども、資格証を発行する場合には、その方が国民健康保険税、あるいは税、ほかの税もございます。そういったところで、そのような全体を勘案して、いろいろと生活に合って納付、滞納の税額納付してい

ただくよう、なるべく、そういった対応をとらせてしていただいておりますので、別にこちらのほうは、強引にといいいますか、そういった形でのお話のほうは、していなくて、やはり、その方の、いろいろなお話を聞いての上での発行ということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国民健康保険が、制度そのものが、保険税については、町が最終的には責任があり、その都道府県化になるとはいえ、責任がありますから、そういう点で、来年度からの保険税については、まだ、はっきりとは言えないと言われましたけれども、これまで保険税は引き上げられてきて、その都度、生活厳しい状況があります。

ですから、一般会計からの繰り入れ、それから、国からの助成を生かして、保険税を上げないということが、町長として判断していただけたらと思うんですけど、そのへんは、回答、今、状態はあれですけども、現時点で決断していただけたらなど、私は、町民の生活実態から大変な状況がありますから、決断していただきたいと思うんですけど、来年度の国保税を引き上げない。むしろ、引き下げていくというような、改善していく方向で取り組んでほしいんですけど、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これまでも、そうした軽減措置をとりながら、できる限り負担を、軽減していく形で、国保会計運営をしてまいっております。

今回、そうした制度改正によって、県で、この1つの組織として運営をされていく形になります。

その中で、佐用町独自に、今まで算定してきたものが、県のほうから、（聴取不能）佐用町の状況を見た中で、納付金についての算定がされてくるという形になりますので、その実態を見た中で、また、当然、町としては、それぞれ加入者の方に、算定をして、納税をしていただくように通知をしていく中で、その変化が、今回、それによって、どのような形になっていくのか。これは先ほど申しましたように、実際、まだ、算定ができておりません。

ただ、ここの場で、絶対上げないとか、それを下げるといようなことは、まだ、言える段階ではないということは、おわかりいただきたいと思います。

一番、この制度を持続的に、きちっと運営をしていかなきゃいけない。先ほど申しましたように、この制度の割合、負担のそうした所得割とか、均等割とかという形での4方式が3方式になることによって、保険税が上がる人、変化がある人、これはもう、その中では受け入れていただかなければならないと思いますし、また、そうではなくって、これまでの4方式、3方式どちらにしても、個人個人の皆さんの中で、給付が増えて、保険税を改定をしなければならない。保険会計が、これずっと赤字になってきて、この保険が破綻するといようなことは、これはもうみんな、この保険に加入している方にとって、大きなこれ、問題になるわけですから、そういうことが起きないように、安定してできるように、運営ができるように、これからも努力していくということでもあります。

そういう中で、保険税、この保険料に対しての町としての独自にできる部分、こういう

部分についての、また、考えを検討していきたいということであります。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今のところではっきりしないんですけども、県のほうからの、正式の通知が来て、それは、来年の 1 月ごろですか、わかり次第、また、皆に知らせたいということで、委員会の時も回答はもらっているんですけど、いつごろ、大体確定できるような状態になるんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 先ほど、答弁の中で、1 月初旬ごろに県より示されるということでございますので、それを受けて、町のほうで試算をしてみるということで、1 月中には、決定のほうをしたいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） では、2 項目目の質問を行います。介護保険施策について質問します。

介護保険制度は、介護が必要になれば誰でも介護を受けられる、家族介護から介護の社会化を進めるとしてスタートしています。制度としては 17 年、法律ができてからは丸 20 年になります。しかし、介護の現場では、介護自殺や介護殺人、介護離職など深刻な事態が続き、介護での虐待のニュースも後を絶ちません。国の社会保障費の自然増の削減がその矛盾を生んでいるところです。

そこで、次の点について伺います。

その①、第 7 期介護保険事業計画の策定に当たっては、必要な介護サービスが受けられる計画となりますか。

②つ目に、介護保険料の見通しはどうでしょうか。

③点目、特別養護老人ホーム入所待機者の実態はどうですか。

④点目に、次期介護報酬改定に向け、介護現場を守るための全国的な動きがあります。署名活動などですけれど、第 6 期の介護報酬の大幅な引き下げによって事業者への影響は大きいものがありますけれど、実態は調査されておりますか。

⑤点目に、社会保障の充実が、老いも若きも尊厳をもって生きられる大切な役割を持っているのではないかと、私は考えますが、町長の見解をお伺いします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、続きまして、介護保険施策について、5項目のご質問を
いただいておりますので、順次、お答えをさせていただきます。

まず、①点目の第7期介護保険事業の策定に当たって、必要な介護サービスが受けられる計画となるかということについてでございますが、当然、そういうふうになるように計画を、策定をする努力をしているところであります。

現在、医療・保健・福祉分野に関する専門家や各種団体の代表の方々によって構成をされております介護保険運営協議会において、ご審議いただきながら、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定しているところでございます。

国の第7期計画における基本指針は、第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置づけ、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、中長期の視点に立ち、地域包括ケアシステムの構築を深化・推進しようとするものでございます。

地域包括ケアシステムとは、自助、互助、共助、公助の視点のもと、高齢者が、可能な限り住みなれた地域で、要介護状態となっても自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に向けた取り組みを、医療関係職種や介護関係職種と連携を図りながら、地域で支え合う仕組みでございます。

具体的な介護サービスについて申し上げますと、ご承知のとおり、本町では本年4月から、介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、新しい総合事業へ移行し、これまでの介護予防給付から、地域支援事業として実施をしております。

移行後におきましても、従前の基準どおりのサービスを継続しており、今後ともその内容で計画に盛り込んでおりますので、サービスの低下はないというふうに考えております。

さらに、これまで日常生活圏域の高齢化の状況や介護サービス基盤の状況などを勘案して、特に重点的に整備が必要な圏域について、地域密着型サービスの基盤整備を進めてきた結果、全圏域で必要な地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護の施設を整備しております。

いわゆる施設・居住系サービスにおきましても、町内特別養護老人ホームなどの定員数が437床あり、要介護3から5の認定者1人当たり床数割合が68.82パーセントと高くなっております。また、平成24年度末のデータではございますが、特別養護老人ホームの被保険者1,000人当たり床数が県平均16.8床に対して、本町では39.9床と2倍以上であることなど、他市町と比較しても施設が充足をしております。

今年になりまして、サービス付き高齢者向け住宅も圏域ごとに整備され、高齢者の選択肢が増えているものと考えます。

平成30年度以降におきましても、町内の医療機関が療養病床50床を、新たな介護保険施設に位置づけられた介護医療院への転換を予定しているほか、小規模多機能型居宅介護事業所がサテライト型により町内サービス拠点を1カ所増設をされる予定であり、さらには既存の事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスに参入する予定となっております。介護サービスの基盤整備は拡充の方向にあるわけでございます。

次に、②点目の介護保険料の見通しについてでございますが、ご承知のとおり、介護保険料は、冒頭申し上げました第7期介護保険事業計画の中で設定することとなっているわけでございます。

介護保険制度の仕組みは、介護給付費を税金である公費と、被保険者の保険料で折半するという大原則があり、まずは計画期間中の介護サービスの見込量を出すことが先決でございます。

現在、第7期計画期間中の介護給付費の見込額を精査中でありまして、来年2月開催予定の運営協議会におきまして、保険料の金額が決定できればと考えております。

ご承知のとおり、本町の介護給付費は毎年約3パーセント程度増加を続けていることに加え、先ほど申し述べました介護医療院、小規模多機能型居宅介護など介護サービスの基盤整備の拡充により、さらなる給付費の増加が見込まれることと、また、第7期計画から第1号被保険者の法定負担率が現行の22パーセントから23パーセントへ変更されることなど、負担増の要因が多くある上、過日の新聞報道によりますと、介護報酬プラス改定という方向のようでございますので、介護保険料は引き上げざるを得ない状況にあるわけでございます。

次に、③点目の特別養護老人ホーム入所待機者の実態はどうかということでございますが、兵庫県では、介護老人福祉施設が入所者の決定に当たって、実施すべき具体的な手続きを介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアルとして定めております。

神戸市を除く兵庫県内の老人福祉施設は、この指針に基づいて優先度の高い人が速やかに入所できるよう、介護の必要の程度や家族等の状況など、入所の必要性や緊急性を数値化することによって評価して、適正に入所調整を行っているところであります。

また、県内の特別養護老人ホームの申込状況を把握し、介護サービス基盤のあり方を検討する基礎資料として活用するため、毎年4月1日を基準日として、県内の各施設から入所申込者をそれぞれ住所地の市町へ報告し、そのとりまとめを県が行うこととなっておりますので、まず、その結果を申し上げたいと思います。

平成29年4月1日時点において、町内に住所を有する方の特別養護老人ホームへの入所申込者総数は237人でございますが、この数字には1人で複数の施設を申し込まれており、死亡者や転出者も含まれておりますので、これらの方々を除いた純計、実質の入所申込者数は144人と計算できます。

お尋ねの入所待機者でございますが、兵庫県は特養待機者数を算出するに当たって独自の基準を持っておりまして、次の3つの要件を全て満たす方を待機者として定義をいたしております。

①点目は、在宅者であること。

②点目は、入所コーディネートマニュアル、最大で100点となるわけでありましたが、点数が80点以上となるなど、入所の必要性・緊急性の評価が高いこと。

③点目は、要介護3以上であること。

でありまして、先ほど申し上げました144人のうち、これらの要件全てを満たす方が11人となります。これが入所待機者としての位置づけになるわけでございます。

ちなみに、同様の方法で平成28年度の入所待機者数を求めますと、18人となっております。

次に、④点目の次期介護報酬改定に向け、介護現場を守るための全国的な動きがあるが、第6期の介護報酬の大幅な引き下げによる事業者への影響は調査されているかということについてでございますが、厚生労働省が、10月末に平成28年度決算をベースにした介護事業経営実態調査の結果を、発表をしております。

この調査は、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得るため、国が3年ごとに実施をしているものでございます。

介護事業所の経営状況の判断は、この調査表の中の収支差率という項目に表れてくるわけでございますが、収支差率とは、収益額に対する収益と費用の差額の割合で、一般的には利益率と呼ばれる経営指標でございます。

調査結果を見ますと、現在の平均利益率は3.3パーセントと、7.8パーセントでありました平成26年度の前回調査と比較しますと、4.5ポイント低下をしておりますが、平成27年度の介護報酬の改定が、実質4.48パーセントの引き下げと言われておりますので、

そのことを裏づけるものでございます。

サービス種類別に利益率を見てもみると、特別養護老人ホームが 1.6 パーセントで、前回調査が 8.7 パーセントでございましたので、これも介護報酬の改定によりまして基本報酬が 6 パーセント程度引き下げられたことが要因というふうに思います。

一方、小規模多機能型居宅介護におきましては、5.1 パーセントで、前回調査 6.1 パーセントに比べて、あまり下がっておりませんが、それほど大きな落ち込みではなく、先ほど申し上げましたサービス全体の平均利益率 3.3 パーセントを上回っております。

そのほか、本町でも利用者の多い訪問介護、通所介護のサービスにおきましても、利益率がそれぞれ 4.8 パーセント、4.9 パーセントと、全体の平均利益率も上回っております。

平成 27 年度の介護報酬の改定につきましては、ご指摘の引き下げだけではなくて、介護職員処遇改善加算の拡充という面もあるわけであります。

今回の調査結果によりますと、常勤換算職員 1 人当たりの給与費の金額、そして収入に対する給与費の割合ともにアップしており、介護報酬改定による改善策が、介護職員の賃金の底上げにつながっているものと考えております。

最後に、⑤点目の社会保障の充実が、老いも若きも尊厳をもって生きられる大切な役割を持っているのではないかと。そのことに対する見解でございますが、社会保障は、国民の生存権の確保を目的とする、国による保証の仕組みであり、今さら申し上げるまでもなくて、私たちが安心して暮らしていくための制度であることは論をまたないところでございます。

ご承知のとおり、社会保障制度は、社会保険、社会福祉、公的扶助、公衆衛生の 4 つの分野で成り立っているわけでございますが、我が国のように少子化、超高齢化社会になりますと、働き盛りの人が減って高齢者が増えるわけでありますから、現役世代の負担が重くなり、社会保障の仕組みを支えきれなくなることが懸念されるわけでございます。

ご質問の国民健康保険及び介護保険につきましても、先ほど申し上げました 4 つの分野のうち、社会保険の範疇でございますが、他の 3 分野、社会福祉、公的扶助、公衆衛生の給付が国の税金、公費で賄われているものに対しまして、この社会保険は、当然、公費負担もありますが、国民に保険の加入を義務づけ、保険税・保険料を徴収して、給付を行う制度でございます。

医療・介護とも、これまで幾度となく制度改正が行われてまいりましたが、近年の改正の柱の部分は、少子高齢化が進行する中での、給付と負担のバランスを考慮したものであったと捉えております。

社会保障制度が破綻すれば、一番困るのは我々国民でございます。給付と負担のバランスを取りながら、持続可能な制度とすること、これが今後の社会保障制度に求められることではないかというふうに考えております。

以上、質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 再度、お尋ねするんですが、先ほど、介護保険制度で、いろいろ回答がありまして、1 つは介護保険料の見通しについて、2 つ目にお尋ねしているところですが、給付が上がることによって、保険料が自動的にというか、それを賄うために皆さんに保険料を引き上げていくということできているんだということなんですけれど、これも、国の負担する率が非常に少ないというのが大きな問題になります。

そのところの基本的なところはありますけれども、保険料が前回 6 期では 5,600 円だったかと思います。平均のところですね。

今度、7 期については、今、回答がある状況の中では、さらに 3 パーセント程度引き上げていくという見通しになっているんですか。ちょっと、一番、住民にとって保険料、どんなふうになるんだというのが、サービス内容もそうですけれども、重要な関心ごとなので、そこらへんは、先ほど、答えはしていただきましたけれども、3 パーセントぐらいは引き上げたい。引き上げるという結果になりそうだということなんでしょうか。再度、確認です。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） それでは、私のほうからお答えいたします。

先ほどの町長答弁で申し上げましたとおり、介護保険料の増加要因というのは、3 点上がっております。

1 点が、平岡議員ご指摘の大体自然増というものが 3 パーセントある。

それから、もう 1 点目は、第 1 号被保険者ですね、その方の法定負担率というものは、今、保険料負担分 50 パーセントのうち、第 1 号被保険者が 22 パーセント、28 パーセントが第 2 号被保険者ということになっておるんですが、その人口按分で、その割合が決まっておりますので、また、高齢者が増えたということで、第 7 期からは、第 1 号被保険者が 23 パーセント。そして、第 2 号被保険者が 27 パーセントになります。ですから、第 1 号被保険者は、その法定負担率が変わるだけでも 22 分の 1、それが変わってくるということです。

それで、佐用町につきましては、調整交付金が多く支給されておりますから、第 1 号被保険者の実質的な負担割合というのは、現在、大体 19 パーセントぐらいです。ですから、19 パーセントが、大体 20 パーセントぐらいにはなるのではないかと思いますので、19 分の 1、つまりそれだけで 5 パーセント以上上がるわけです。

先ほど、言われたように、基準月額が 5,600 円ですから、それに 5 パーセントかけていただきますと、300 円ぐらいですか、それだけでも 300 円ぐらい上がってくるということになるわけでございます。

ですから、先ほどの自然増の 3 パーセントだけでも二百何十円か上がると、そういう計算になろうかと思います。

それから、増加要因の 3 点目ですけれども、先ほど、町長答弁でありましたように、平成 30 年度から、新たに介護医療院という介護施設が位置づけられました。これは、昔と言いますか、介護保険制度が発足しました当初の介護 3 施設ですね、いわゆる特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設、最後に介護療養型病床というものがあつたんですけれども、その介護療養型病床というものを、国の施策として、なるべく老人保健施設に転換していこうということで進めておったわけですが、それがなかなか進まないということで、それに代わるものとして、介護医療院というものを新たに位置づけたわけでございます。

ただ、その 3 点目の要因が、介護保険料を、ここではっきり申し上げられない理由といたしましては、まだ、その介護報酬というものが決まっておりません。ですから、そのへんが、大変大きく影響すると思うわけですが、介護報酬が決まっていないう以上、なかなか算定がしにくいということでございます。

ちなみに、介護3施設のうち、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、これにつきましては、大体1床、つまり1人当たり、年間300万円近い介護給付費を要するわけでございます。それが、介護報酬が、それと同じように、仮に設定されたとしますと、介護医療院が50床できるわけですから、1億5,000万円近い介護給付費が増えるということになるわけですから、これはかなり介護保険料に大きく影響して来るのではないかというふうに、こちらは考えておりまして、今のところ、国の動きとしては、介護医療院の施設基準、人員基準になるものが、ようやく、そのへんの案が出てきた段階でございまして、介護報酬については、まだまだ情報が入って来ておりません。

ですから、年明けにも、なるべく情報を収集しまして、そのへんの介護保険料が幾らになるのかというのを早く出したいなと考えておるわけでございます。

以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 介護保険制度がスタートをした段階で、介護が必要になったら、誰でも介護が受けられるという、一番の安心できる、そういう制度だということで、スタートはしたけれども、そのいわゆる、財源裏づけが国のほうの支出が曖昧というか、少ないので、そこに加入している介護加入者、保険者に、いいサービスを受けようとするれば、その分が、また、保険料として高額な保険料を払わなければならないという、すごく矛盾した形がとられてきております。それが実態だと思うんですけど、先ほど、介護施設で働く人たちの賃金の関係で、報酬の引き上げ、平成27年度ですか、施設に対してアップしているから、介護報酬上げているから、賃金として上がっているんだと、底上げされているんだという回答だったんですけども、そのアップした佐用町のさまざまな形の施設があるんですけど、全ての介護にかかわっておられる方が、賃金の引き上げにつながったのかどうか、そこらへんの実態調査というのは、具体的には、町としては、されてますか。そこらへんは、具体的な状況について、どこまでつかんでおられるのか、お伺いしたいと思うんです。

確かにアップするお金を国のほうが出したけれども、それにかかわった、アップされた人というのは、いわゆる正職員であるとか、それから、事務職などは、それに該当しないとか、さまざまな条件があったかと思うんですけど、だから、全ての介護にかかわる人たちの賃金アップにはつながっていない。だから、実態として、いわゆる介護に携わられる人たちが、その仕事をやめられる方がたくさんあるというふうな実態が現実ではないのでしょうか。そこらへん、実態調査も含めて、町がつかんでいる状況をお聞かせいただきたいと思います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

まず、介護職員の処遇改善の件でございますけれども、当然、これは各サービスに対して加算されるわけです。加算されるわけですから、その加算をしようと思えば、あらかじめ申請をして、それで承認を得て加算を得るということになります。

ですから、佐用町に指定権限があるサービスについては、当然、それぞれの事業者から申請をしていただいて、実績報告もいただいております。

それで、平成 28 年度の実績を全て見まして、平均しますと、大体 1 人、大体 3 万 4,000 円ぐらいだったと思います。3 万 4,000 円ぐらい、年間賃金アップにつながっているという結果を得ております。

それで、この処遇改善の対象の職員ですけれども、先ほど言われましたように、当然、事務職はだめなわけでございます。介護に携わる職員ということで、その方に限定されますので、その方々については、どうなったかということについては、ちょっと、こちらでは把握ができないところなんですけれども、それと冒頭、平岡議員が申されました、国の負担低い云々の問題なんですけれども、町長答弁でもありましたように、大原則は 50 パーセント、半分が公費ということです。それで、公費 50 パーセントのうち半分、つまり 25 パーセントですね、それは、国が持つということになるんですが、これはあくまでも原則でございまして、国が最低限持つのは、その 20 パーセントです。あとの 5 パーセントというのは、それぞれの保険者、つまり市町の高齢者の割合によって交付がされるわけです。つまり、それぞれ市町によって高齢者、佐用町のように高齢化率が高いところとか、高齢者の所得が低いところには、調整交付金という形で国の補助金が多く当たるわけです。ですから、佐用町は、国全体では 5 パーセントの交付金であるところ、8 パーセント余りいただいております。

ですから、3 パーセント余分にといいますか、上乗せで国の補助金をいただいております。

ちなみに平成 28 年度の介護給付費総額が決算で 21 億 7,000 万円ほどであったと思うんです。それに、3 パーセントをかけますと、大体 6 億 6,500 万円になると思います。ですから、第 1 号被保険者の方が、大体 6,500 人ほどでございまして、それを割りますと、年間 1 人 1 万円当たり、1 万円ほど保険料が安く済んでいるということですので、国も何も考えていないわけではございません。当初から、そういう形で調整交付金という形で、佐用町のようなところには、手厚い支援をいただいておりますので、そのへん、まず、ご理解をよろしくお願いしたいと、かように思います。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） あと在宅での介護をする場合に、デイサービスであるとか、そういう介護施設、民間があるんですけれども、そういった施設の介護報酬が引き下げられた結果、経営が困難になったという事例が、全国的には多々あって、いわゆる結果的に倒産するという事業所も過去最高になるというふうに数字的に 108 事業所で倒産したというふうに、資料的に見てみました。

そういうふうな実態があるんですけれども、ぎりぎりのところで、それぞれの施設で頑張っておられるとは思いますが、それぞれの施設が、なかなか介護報酬の引き上げの、その財源の裏づけが、先ほど、国のほうも何もしないわけじゃないという答弁もありましたけれども、十分なものではないということで、声を上げていく、それぞれ、いろいろな団体が力を合せて署名活動もされているという実態があります。

それで、聞きたいのは、町内での介護施設のその実態なんですけれども、倒産までいかなくても、大変厳しい状況があるやに伺っているんですけれども、そこらへんは、つかんでおられますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 町内の実態ということなんですけれども、それを調べることも、それは当然、必要なんでございましょうけれども、ご承知のように、介護保険制度というのは、国一律の制度でございます。

ですから、先ほど、町長答弁でありましたとおり、経営実態調査というものは、全国から1万5,000余りの施設から回答いただいて集計した結果でございます。それで、その平均利益率は3.3パーセントということで、22サービスの内、赤字なのは1サービス。しかもこれは、居宅介護支援事業所といいまして、ケアマネがおって、ケアプラン等をつくる、その事業所だけが赤字で、後はプラスの利益率を出しているということでございますので、先ほど言われました100幾つかの倒産と言われましたども、それはいろんな理由がありまして、都会とかでは、訪問介護、通所介護とか、乱立して過当競争になっているというようなことも聞いておりますので、前回の介護報酬の引き下げだけが、そういう理由ではないというふうに、私は考えておるところでございます。

それで、町内の実態ということなんですけれども、そういった細かい幾らの収入があつて、幾らの支出があつて、給与費は幾らであったとか、そういう調査はしておりませんけれども、黒字かそうでないか、赤字なのか、収支均衡なのか、そういった聞き方でいきますと、おおむね収支均衡と黒字という回答がほとんどでございますので、国の経営実態調査がそのまま町内の事業所にも反映されておるものと、私は、このように考えております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国の実態調査が、そのまま佐用町の実態になるということなので、町としては、それは毎年、具体的にやっておられるんですか。やっぱり同じように3年に1回という形になっているんですか。お聞きます。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） これも、介護保険事業計画の策定に合わせて行っておりますので、3年に1度ということでございます。以上でございます。

〔平岡君「はい、わかりました。聞いていないのがないかな」と呼ぶ〕

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、すみません。

介護保険、3年に1度見直しがされて、スタートした時の基本的に介護が必要になったら誰でも受けられるという、その基本で安心して、これから年いって、皆、若い人は、高齢者の福祉施設とかが、いわゆる産業ではないです。産業としてというか、働き場として、特に、ここらへんの地域では大きな産業になっていると思います。

そういうところが、ちゃんと存続していけるように、そういうことで、社会保障の充実が、老いた人も、また、若い人も生きられる、そんな大切な役割を持っておりますので、そういうことで、介護保険制度、これからも引き続き十分に注意して、住民の声に応えていけるような制度になるように、私は、頑張っていきたいと思います。

国のいろいろな問題点についても、また、指摘して、制度を改善していくためにも、働きたいな思っております。以上で質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

続いて、6 番、石堂 基君の発言を許可します。

〔6 番 石堂 基君 登壇〕

6 番（石堂 基君） 6 番議席、石堂でございます。

私は今回、2 点、地域おこし協力の事業活動について。それと、もう 1 点、本年度策定中の佐用町地域福祉計画の策定状況について質問をさせていただきます。

まず、この場から地域おこし協力隊の活動についてということで、質問を行います。

平成 28 年度から活動を始めている第二次地域おこし協力隊 5 名の活動期間も、おおむね半期が経過し、期間終了時における定住や就業、就農へ向けた取り組みが、さらに必要な時期と考えられる。特に、第二次については農業振興や定住促進など 5 名の協力隊員があり期間終了後の定住にも大きな期待をもっていることから、次の項目について伺います。

1 点目、各分野における活動状況及び現状での成果。

2 点目、協力隊員へのサポート体制の内容について。

3 点目、協力隊の外部研修や交流会等への参加状況について。

4 点目、任期終了後に向けた意向確認と仕事づくりに向けた研修等について。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、今期議会、一般質問最後の石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊の活動についてということでございますが、現在、地域おこし協力隊は、平成 28 年度に 4 名、今年 4 月に 1 名の計 5 名を、採用をしており、農業振興・林業振興・観光振興・定住促進・情報発信の 5 つの分野で活動しております。

5 名とも各分野の業務にとどまらず、町内のイベントや各種事業等にも積極的に参加をし、住民の方々と交流を深めるとともに、都会からの移住者としての新しい目線での取り組みなどを行っていると思っております。

まず、1 点目の各分野における活動状況及び現状での成果についてでございますが、農業振興分野では、地域特産品ブランド「佐用風土」を旗印に、町内外での商談会やマルシ

ェなどの出展に積極的に参加して、PR や販路拡大を図っております。加えて、南光ひまわり館の運営や経営、販路拡大などの支援・サポートも行っており、今年度上半期の売上額は、前年比約 17 パーセントの増加となっております。また、自ら岡山県の精油メーカーに直接営業を行い、無農薬の佐用町産ひまわりの種の販路を確立して、販売実績、約 2,500 キロ、約 110 万円の売り上げを上げるなど、着実に成果を上げていております。

林業振興分野では、森林組合での森林整備等に関する知識・技能の習得、木材ステーションやその他林務全般の運営補助なども行っており、林業に関する幅広い知識を獲得してきており、現在は、間伐材を活用した試験的なしいたけの原木栽培とその販路開拓について、PR も含めて取り組みを実践をしております。また、森林を守り育てるために、有効な間伐材の搬出や活用方法についての調査研究にも意欲を見せていております。

観光振興分野では、ホームページやソーシャルネットワークなどを活用した情報発信や観光情報の収集と提供、各種イベントの実施・補助を行っており、柔軟な若者の目線による町内外への情報発信によって、新たな佐用町ファンの獲得を目指しております。また、現在は、まちの魅力を改めて町内の子供たちに知ってもらい、故郷を愛する気持ちを育み、少しでも多くの子供たちが将来的に佐用町に住んでほしいとの思いから佐用町ご当地カルタの作成を計画しております。この取り組みは、これまで交流を深めてきた町内の若者などと協力して行う予定であり、協力隊の活動が多くの人へ広がりを見せ始めてきているということだと思います。

定住促進分野では、定住・移住推進のためのパンフレットやホームページなどの作成を始め、プロモーションビデオでは、定住テーマソング、町にそよぐ風を作詞作曲し、自らのピアノ演奏とともにすばらしい歌声を披露してくれています。また、空き家物件の調査・空き家バンクへの登録作業のほか、実際に定住を希望された方への情報発信や相談・物件案内業務も行っております。その他、東京や大阪・神戸などで開催をされる移住相談会にも積極的に参加をして、移住者としての自らの体験や感想を踏まえた移住者目線の相談対応は、とても評判がよくて、町と移住者とをつなぐかけ橋となっております。

情報発信分野では、今年 4 月に採用した隊員が、SNS、ソーシャルネットワークサービスや佐用チャンネルを活用した総合的な情報発信を行っております。各隊員の活動紹介映像や特産品 PR 映像などは多くのアクセスがあり、これまでにない動画を活用した情報発信を積極的に行ってくれております。また、佐用チャンネルにおいては、この半年間で取材や編集作業などの基本的な操作を覚え、NPO 法人と協働して、番組制作を行っております。10 月からは自らが企画立案した各団体等の PR や会員募集などを行う番組「さようイチバン」が始まり、頑張っておられる住民の方の活動の後押しになればというふうに期待をいたしております。

次に、2 点目の協力隊員へのサポート体制についてでございますが、各業務においては、隊員が所属しております農林振興課・商工観光課・総務課の各担当課が行っており、課長を始めとした職員が一丸となってサポートをしております。

また、協力隊全般としての支援や生活面などの相談、また、研修や任期終了後の就業等の支援などにつきましては、企画防災課が担当をしており、定期的なミーティングやヒアリング、また、個別の相談対応などにより状況を把握するとともに、支援・助言・情報提供等も行っております。

次に、3 点目の外部研修や交流会等への参加状況につきましては、総務省や県が主催する研修や交流会のほか、近隣市町村の隊員との交流会など、協力隊としての活動やあり方を学ぶための研修やネットワークを構築するための交流会には、参加できる体制も整えており、今年度は、4 月に滋賀県で開催をされました全国の隊員を対象とした研修会や 8 月に加東市で開催をされました県主催の研修・交流会、また、県民局管内での地域活動団体

との勉強会や宍粟市の隊員との交流会などに各隊員が参加をしております。

また、各業務に必要な外部研修につきましても、可能な限り受講ができる環境を整備し、これまで、商工会主催の経営セミナーや労働安全衛生研修、これは、伐木や小型車両系の建設機械の運転などの研修であります。また、SNSを有効活用するための情報発信研修などを受講して、必要な知識を得て、各業務に生かしてくれております。これらの研修で得た知識は、現在の業務のみならず、今後の任期終了後の就業・起業等に向けた活動にも有益なものになると考えております。

最後に、4点目の任期終了後に向けた意向確認と仕事づくりに向けた研修についてでございますが、今年9月に2日間にわたって、各隊員へ現在の活動と今後の予定、また、任期終了後の計画等についてのヒアリングを行っております。各隊員とも、まだ、任期終了後について明確な目標があるわけではありませんが、引き続き佐用町に住み、就業したいとの意向を示してくれております。彼らの目標を実現するために必要な支援・助言、また、情報提供や支援体制のさらなる強化を図り、定住・就業に向けた活動を支援してまいりたいと考えております。

町では、任期終了後の就業等に向けた活動を支援するために、インターンシップ制度を設け、本人が希望する分野で町内外の各種団体・施設・事業所等でのインターンシップ研修も行っております。これまでに、社会福祉協議会において町内の福祉の実態を学んだり、道の駅宿場町ひらふくにおいて観光情報の収集と観光客の実態調査を実施しながら就業体験を行ったり、また、町内で起業を目指す若者と協力して、ビジネスの立ち上げから企画・運営などを体験するなどの研修を行っております。各施設や事業所での就業や起業についてのイメージを具体化して、それぞれの目標に向けての活動を深化させる機会になると考えております。

また、今年度中に、起業を目指す隊員に向けて、その活動の支援に向けた検討も、さらに行ってまいりたいと思っております。

昨年度採用した4名の隊員の任期が残り約1年半となりましたが、希望を持って佐用町に来てくれた若者たちが、夢を持って佐用町で暮らしていけるよう、今後も、できるだけの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 再質問というふうな形で入りたいんですけれども、今、答弁いただいた内容であれば、非常に問うた感じの内容について、すばらしいというんですか、改めて聞き直す内容じゃなしに、想像以上に具体性もあって、個々に進んでいるのかなという印象は受けました。

これ、町長答弁ということなんで、申し訳ないんですけれども、担当課である企画防災課長に、細かな点は、今、逆に言えば、答弁、第1答弁に用意されていまして、これは、実際、協力隊員5名と、ある一定の期間、定期的にヒアリングなりを実施している担当課長ということで質問させていただきたいんですが、よろしいようかね。町長。

これは、ザクツとした話でいいんですけど、率直、課長のこの1年半一緒に過ごしてきた中で、5つの分野、当初、5分野で平成29年度から5分野に成立したわけなんですけども、各分野ごとに、こうした募集を行って、協力隊の体制を引いて進んできた。ある程度、町が平成28年度当初にイメージしていたとおりに、良好に進んでいるのか。これ、5名

なり 5 分野ということで、それぞれ違うセクションなり、違うかかわり方というので、なかなか総評としては難しいかなと思うんですけども、ある意味、一定の期間で、そうした隊員と接触している課長の中で、この制度自身が全体として、良好に進んでいるのか。そんな中で、少し何か現状の中で、問題を感じているのか。あるいは、今後 1 年半を見据えて、ここが少し足りていないなということが、隊員と接した課長がゆえに感じるようなところ等があれば、お答えをいただきたいなと。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 我々が、昨年度から地域おこし協力隊員を募集するに当たりまして、一番最初、企画防災課として、募集しようとした一番のイメージは、協力隊員が佐用町に定住をしてくれるということを考えて募集したわけですね。

そのためには、我々も最大限のサポートをしながら、彼らを見守って行こうじゃないか。そういうことで、私以下、職員も一生懸命、担当以外の職員もサポートしてくれているわけです。

この中で、今、石堂議員が良好に進んでいるのかということでございましたが、私は、良好に進んでいるというふうにお答えしたいというふうに思います。

ただ、それぞれ、何を目指してやっていくのかというのが、まだまだ確信的なものにはなっていないというのが、町長の答弁の中にもありましたけれども、そのあたりが今の課題だというふうに思っているんですね。

それで、私、これまで面談を、それぞれ 3 回、公式な面談ですけどね、公式な面では 3 回。また、プライベートなつき合いなどもやっておりますけれども、その中では、地域おこし協力隊員は、おおむね佐用町に 3 年働いた後も住みたいというふうに感じている。それを応えてくれているので、そういう面から、先ほど言ったように、良好に進んでいるというふうにお答えしたわけですね。

ですから、これが、これから 1 年ちょっとの間に、この考えが変わらないように、我々も再度サポートをしたいと思えますし、もっともっと詳細な相談にも乗っていきたいと思います。

特に、うち担当は女性がしていますので、女性職員はプライベートな女性の相談にも乗ってあげてやるというようなこともやっておりますので、非常に協力隊員と職員の間は良好に進んでいる。改めて、申し上げてお答えにさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） 非常に良好だということで、言い切られたので、実は、次の声が、なかなか出にくいんですけども、再質問というのですか、また、町長にご意見を伺う前に、1 つ私、申し上げておきたいんですけども、こうして個別、5 名の方で行っている事業についての一般質問なり問いかけになるので、ともすると、その対象者の方々からの要望なり意見なりということで、私が申し上げるというふうには捉えないでくださいね。あくまで、私、今回、この件上げたのは、平成 28 年度から始まって、協力隊の事業、これを、この 5 名の方の成果なりによって、例えば、次年度、平成 30 年度に追加募集するのか、

任期が満了した平成 31 年度に新たに募集するののかという、その町の事業への取り組みですね、これを確認するために、現状の 3 年間で、どういうふうに行っているのか、あるいは、今後、何が必要なのかということで、お話をしたいなというふうに思って、実は、ここに来ております。

ただ、詳細については、あまり従前に私も十分に承知していなかったもので、この間、特別に時間を設けてじゃないんですけれども、協力隊員の方に、個人的にお話を伺ったり、現状どうなのというような話を、若干は聞いています。そのあたりは、別にここでストレートに出す内容じゃなしに、ある意味、普段から課長なり町長が耳にしている内容だと思うので、改めて申し上げるべきところは言いますけれども、それは別に隊員個々が要望なり、要求というような形では、決してありませんので、事業が万全にいうのか、良好に、さらに良好に完了するようという思いで、多分、聞いた声でもありましょし、私もそういうふうに聞き取りましたので、そういう意味合いで、ちょっと質問のほうを続けさせていただきます。

でね、質問というよりも、逆に言えば、ここまで明確な町長の活動状況の報告、それから、担当課長の内容を聞けば、それで十分事足りているかなと思うんですけれども、逆に、そこまで、この 1 年半において 4 名、プラス 1、5 名の方の活動状況というのを、実は、正直、今ここでお聞きするまで、詳細に、私自身、それから、もしかしたら、ほかの議員もそうかもわかりませんし、もしかしたら、そちらにいらっしゃる職員の方も全体は把握していないんじゃないか。

例えば、1 年間で、その隊員の方が活動報告を、活動報告というんですか、そういうふうな機会というのは、これはどこかであるんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 年度ごとに協力隊員の活動報告会というのをやっておりまして、これ一般の方ではなくて、我々担当課長であるとか、それから、その職員が所属している課長などが中心となって、この活動報告会を開いてもらっています。

隊員からは、パワーポイントなどをつくって、自分がしてきた活動について、発表してくれたりしているんですね。

ですから、そういう機会が、また、自分のやってきたことを確認する場でもありますし、それから、発表するということで、自分の意見を言うことができる場だというふうに考えておりますので、面談と、また、別の機会を、発表会、報告会という形で行ったのが、平成 29 年、今年の 3 月ですね、平成 28 年度分の報告会をしたということをお答えします。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） 町長にお伺いします。

これ、改めてやっている業務の内容なんかは、個々に違って、非常に、今、聞いただけでも、そうしたところまで手を伸ばしてやるのか、やっているのかというような思いが率直にあります。

これ、ただ単に活動自身を紹介するという意味じゃなしに、地域づくり協力隊の事業自

身、これを地域の方に知っていただくとか、私らも含めてですけれども、知っていただく機会というのは、これつくってもいいんじゃないかな。対外的に。

そうすることによって、協力隊員が、町内で活動するに当たっての理解とか、情報交換等々についても、もっと幅広い範囲でのつながりというのができるんじゃないかなというふうな気がするんです。

それで、今、課長の説明によれば、年次的に、年度的に、その1年間の活動状況について発表する、そうしたプログラムというのがあるということなので、それは別に、内部だけでなく、もっと広く、端的に言えば、私らも聞きたい。内容的に。それで、もし許されるなら、いろいろな思いとか意見交換とか、そういうようなものもあっていいんじゃないかと。それは、その事業自身を成功させていく。あるいは、協力隊員の残りの1年間、1年半の間の進め方の少しでも助けになるのであれば、広くかかわりを持てる人間が多くいたほうがいいんじゃないかと思うので、まず、それは1つ提案というんですか、ということで聞いていただきたいのと、それと、各年度じゃなしに、過去これまでに面談のほうを3回やっていると。残り1年半ということは、おおむね事業単位で言えば半分が終わっているわけですね。

特に、これは町長も一緒でしょうけども、この5名の方が、任期を終えた後に、定住にいかに関わりつけるかだと思うんですね。

ということは、これまで自分たちで開拓してきた業務なりをやりながら、今後、1年半、もしくは1年で3年の任期終了時点での自分の進路、先ほどの答弁の中で言えば、まだ、明確には、その意思なりが決まっていらないということであれば、この1年半、もしくは1年というのは、もう少し面談とか、そういうふうな3年終わった後の進路に向けてのサポートというのを、これ担当課のほうで、ちょっとこれまでの面談形式じゃなしに、少しはある程度、本人も交えてディスカッションしながら目標が決まる。じゃあ、それに向けてのプログラムですか。

例えば、起業する。就農する。就業する。

こうしたものが必要な時期になってくるので、そのあたりを、これまでの1年半以上のかかわり方が、これは担当課として、僕は必要なんじゃないかなと。

逆に言えば、そのサポート体制というのを、企画防災課の中で、担当がいらっしゃることなので、そこと課長で、もっと期間密度を短くして、そういうふうな年に当たっていくということが、3年を迎えた後の進路を決めるのにも、僕はマイナスにはならないと思うんですけれども、町長いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど、課長が申しましたように、この地域おこし協力隊、どういう位置づけで、どういう考えで、佐用町が募集し、採用するか。そういうところが、その採用後のその仕事の内容といたしますか、それぞれの役割の与える内容が決まっていくということになりました。

地域おこし協力隊という名前、佐用町のいろいろな意味で地域から、よそから入って来ていただいて、町のいろんな課題、また、各課がそれぞれ取り組んでいるようなこと以外のことを、町への協力をしてくれるという、そういう位置づけもあるかなと思うんですけれども、最初に、いろんな5つの分野というのを、きちっと決めて、そういう分野の中で、まず、将来的に佐用町にもとどまって、できれば起業もしてくれたり、言えば、そうした

来てくれた協力隊員を育てていくという、そういうところが非常に大きな1つの目標を持ってやっているということだと思っております。

そのために、それぞれの各担当課の中で、どういう仕事をしてもらったら、一番、地域になじみ、また、自分の考え方、自分の仕事のスキルを上げていけるかということで、こうした研修したり、また、インターシップで自分自身のスキルを上げていくための、そうした勉強もしてもらったりということをやっているわけです。

そういう面では、隊員においても、年齢的にも若干の差はありますし、これまでの自分が、それぞれの社会に出て経験してきたこと、それにも差があります。

ですから、一概には言えないんですけれども、若い職員でありますので、町としても、そうした若い職員が、協力隊員が、この3年間という、ある意味では短いですが、地域の中で、また、この行政という役場の中での、いろんな活動を、それぞれの分野でしてくれて、その中で学んだこと、これを将来に生かしていけるように、これは、そういうことの中で、できれば佐用町内で、そういう力を発揮してもらえれば、一番いいわけですが、ただ、すぐにそれが大きく、いろんな仕事ができるということも、あまり過度な期待をすることもできないと思います。

そういう意味で、これから1年余り、ちょっとになりますけれども、今後は、一人一人、いろいろと、それぞれの性格もありますし、みんなのそれぞれの考え方も、それぞれ個性があります。

ただ、どういう方向でやっていきたいのかという、今度は、具体的な内容について、当然、相談に乗っていくということで、これまで、同じ一律に成果を発表したり、経験、自分のこれまでの取り組みを発表したりと、そういうヒアリングをするというだけではなくて、具体的な、そうした相談については、相当いろんな分野で総合的に1人だけではない、担当課だけではないところでも、一緒に考えてあげないと、そうした指導も助言もできないかなというふうにも思いますから、当然、そういう段階に入ってくると思います。

3年という1つの限られた期間の中で、どれだけのことができるか。それは1つの期限ですから、改めて、その3年だけにこだわらず、また、終了後も、当然、サポートしていく体制が必要かというふうにも思います。

それは、地域で一人一人が、さらに自立してやっていく上でも、そうしたつながりというものは、しっかりと持った中で、支援ができることは、支援をしていかなきゃいけないというふうには思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 1点、その活動の1年間、あるいは、この平成29年度が終わった段階での報告会ですね、それを、その内部的じゃなしに、少し、もうちょっと対外的に行ってほしいという話も、今、ふったんですけれども、それは、実施する、しないは、そちらの判断だと思うんですけれども、僕が言っているのは、やっぱり今言われたように、彼らの3年目、あるいは4年目、5年目、そうした中で、地域とのつながりとか、人のつながりを少しでも増やしていく。あるいは、これまで積み上げてきたもの、やって来たものに対する理解度を広くしていくという、そういう意味で、必要なんじゃないかという思いです。

それと、自分ら自身も、そんなことは知らなかったと。いやいや、それだったら、もっとちゃんと聞きたいと、そんな思いで、その報告会の実施について、お願いをしたんです。

それと、協力隊の今の現メンバーのサポート体制3年目を迎えるに当たってというのは、これは実は、担当課長のほうに具体的に、いわなければいいんですけども、担当課長も3年目、担当課長がいない場合もありますので、これはやっぱり町長の考え方として、3年目、彼ら迎えるに当たって、4年目の、その進路、これについてのある程度のロードマップというのですか、じゃあ3年終わった後、どうするのということを、今の段階から、やはり町が聞き取りをやりながら、それに必要なことを応援していく。

今、町長答弁の中にあつたとおりなんですけれども、それをやっぱり、これまでのように、必要な時に担当者が、必要な時に担当課長がじゃなしに、ある程度、そのサポート体制を、さらに充実するという答弁ですね。そうしたものがあれば、私としては、非常に納得できるんですけれども、再度伺いますが、報告会の開催とサポート体制について。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 協力隊に、短い期間の中で、自分自身が、いろいろと考えながらもやってくれていると思いますけれども、なかなか自主的に何をしたいかという状況まで、それぞれ将来に向けてのことも考えながら、十分に、まだ、活動もできていないとは思いますが。

なかなか、私たちの自分自身に置きかえて考えても、そう簡単にできることではありません。

ですから、そうした、あまり協力隊員に対して、いろんなこと、たくさんのことを、こうしなさい。あしなさいということ、こちらから要求するという、これは、私は、あまり協力隊員に対しての負担にならないようにはしてあげなきゃいけないというふうには思っております。

ですから、報告会というような、例えば、大々的に皆さん方に、住民の皆さんも含めて行うという、その準備してという、準備も非常にかかるでしょうし、隊員にとっても、かなりの負担になるのではないかなという感じもします。

そこは、隊員の皆の意見も聞きながら、担当課のほうで考えたらいいことかと思えます。

それぞれ、そうしたサポート体制ということですけども、これについても、今の町が全てこの5名だけを、町内にもたくさんの当然、若い人たちもたくさんいて、それぞれが皆頑張っているわけです。たまたま、こうして応募してくれて来てくれた職員ですので、これは大切にはしてサポートしなきゃいけないんですけども、ただ、起業したり、ここで仕事をしていく上で、そうした若い人たちが、皆できる、同じ土俵の上で、やっぱり頑張るということも、やっぱり確保してもらわなければならない。そういう点で、どういうサポート、支援が必要なのか、今後、引き続いて、そういうことは、そういう考え方の中で、今後、検討していきたいと、私は、思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） わかりました。

平成28年度までの実績かどうか、日時がわからないんですけども、例えば、その総務省が出しているデータでいけば、非常にここ3年ほどで、協力隊に取り組む自治体が増

えている。隊員数も増えた。それぞれが、3年を終えた後に、その地域の定住率というのですか、そのまま引き続き住むというのが、全国平均では、もう48パーセントぐらい。近々では、48パーセントぐらいに上っていますよね。兵庫県では、65パーセントと…違うと言われたけど…、まあまあ、全国平均で48パーセント、半分ですね。現状で言えば、5名の隊員、次年度においては、4名が任期終了するわけですがけれども、そのうち、48パーセントに照らし合わせて、2人とかじゃなしに、僕はやっぱり本来のこの事業展開というのか、事業に取り組んだ時、課長が、冒頭話をしてくれましたけども、やっぱりその地域活動を応援する柱と、それから、地域に引き続き定着を図ると、この2本の柱、やっぱりこれは、事業完了まで、それを大きな柱として、やっぱり行政のほうには動いてほしい、やっぱり取り組みを強化してほしい。

特に、その3年目に対するサポート体制というのを申し上げるのは、これも多分、担当課長のほうはご承知だと思いますけれども、やっぱりこの協力隊のモデル的な事業、総務省が隔年において3自治体であるとか、4自治体、ずっと上げていますけれども、近くであれば朝来であるとか、それから、私も時々話させていただきます津和野であるとか、それから隠岐の海士町であるとか、もろもろですね。

やっぱり、定住、定着を図るのに対するサポート体制というのが、まあまあ、その1年目からなんですけども、そうしたプランをちゃんと持っていて、それに必要なサポート体制を1年目、2年目、3年目というふうに、やっぱり手厚くやっていっているというのが、ずっと紹介されていますので、これは大事なことかなと思うので、これまで、定期的なヒアリングなり、あるいは年度ごとの確認ということにとどまらず、特に3年目というのを意識して、担当課といいますか、町長のほうには、接していただきたいなという思いがあります。

この協力隊の活動についての質問は以上で終わらせていただきまして、2点目の佐用町地域福祉計画の策定状況について、質問のほうに入らせていただきます。

本年度策定予定の佐用町地域福祉計画については、7月に委員会が設置され委員会開催とともに住民アンケートの実施が行われ、その結果を含めた委員会が引き続き開催される予定となっていることから、次の項目について伺います。

1点目、委員会及び住民アンケート調査の実施状況について。

2点目、計画策定の中では、今後の福祉活動の担い手として欠かすことのできない地域住民の理解を深めるための講演会等も検討されるとしていましたが、いかがでしょうか。

以上、質問とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、最後のご質問でありまして、佐用町地域福祉計画の策定状況について、お答えをさせていただきます。

初めに、委員会及び住民アンケート調査の実施状況でございますが、委員会の実施状況は、平成29年4月に委員の公募を行い14名の方を委員候補として選び、委員への委嘱をお願いしたところ全員の方から承諾をいただきました。

平成29年8月22日に第1回佐用町地域福祉計画策定委員会を開催をして、策定委員の方へ地域福祉計画の概要説明及び地域福祉計画策定におけるアンケート内容について協議を行っていただいたところでございます。

平成29年11月28日に第2回地域福祉計画策定委員会を、開催をしまして、アンケー

ト等の結果報告、討議及び地域福祉計画骨子について、意見交換を行っております。

今回は、年明け、1月に予定をしており、平成30年3月には佐用町地域福祉計画（案）として議会のほうへも報告をできる予定でございます。

次に、住民アンケートの実施状況についてでございますが、アンケートについては、住民アンケートと関係団体対象のアンケートを行っております。これは、佐用町地域福祉計画策定のための基礎資料として、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、福祉に対する意識や地域における活動の参加状況など実態把握と課題の分析を目的として実施をいたしたところでございます。

住民へのアンケートにつきましては、対象者を佐用町内在住の18歳以上の男女から1,000人を無作為に抽出しアンケートを行いました。調査期間は平成29年9月21日から10月4日までとして、455人から回答を得ております。回収率は45.5パーセントとなっております。

関係団体対象アンケートにつきましては、まちづくりにかかわる団体として、民生委員児童委員会、地域づくり協議会、自治会など147団体。高齢者支援団体として、特別養護老人ホーム、通所介護施設、高年クラブなど12団体。障害者支援団体として、障害者支援施設、救護施設、地域活動支援センターなど8団体。保健や医療にかかわる団体といたしまして、佐用郡医師会、佐用郡歯科医師会など3団体。教育や子育てにかかわる団体として、保育園保護者会、PTA連合会、少年補導委員連絡会など8団体。また、福祉ボランティア団体として、江川愛育班、町内各種ボランティアグループなど37団体及びその他の8団体の合計223団体を対象としてアンケートを行っております。

調査期間は平成29年9月21日から10月4日までとし、160団体から回答をいただきました。回収率は72.4パーセントとなっております。

アンケート結果での課題として、地域団体の高齢化と人材不足、また、地域社会の連帯意識の希薄化、安心・安全の仕組みづくりの必要性、不安や困りごとの解消に向けた支援の充実などが伺えます。

これらのアンケート結果により、地域における福祉の課題把握や地域の担い手としての活躍の可能性とその促進方法、地域福祉の方向性の検討を行い、住民の意見や要望が地域福祉計画の策定に十分反映されるように配慮をしたいと考えております。

次に、地域住民の理解を深めるための講演会等も検討されるとしていましたが、いかがかということについてでございますが、佐用町地域福祉計画の策定は今回が初めてとなりますので地域住民、団体等の意識・啓発を図るため、より多くの住民を対象とした講演会を実施することで、地域福祉の考え方や佐用町の取り組み方針を理解していただく機会として講演会を開催する予定としております。

講演会のテーマとして、地域福祉とは？また、地域福祉活動における現状や事例。町の地域課題、福祉課題。地域福祉計画の取り組みと今後の方向性についてなどについて講演をいただき、参加者と質疑や意見交換などを行う予定となっております。

講演会の講師には、地域福祉計画策定委員会で会長をお願いしております地域福祉がご専門の兵庫大学の小林 茂教授へお願いをしております。

講演会の日時につきましては、現在、調整中でございますが、地域福祉計画の骨子が出き上がり、町民の意見募集を終えた、年明け2月ごろを予定しております。

町民の方が、地域福祉に対する意識を高め、地域福祉活動への参加を進め、活動を活発にする機会として、地域で活躍できる多様な担い手づくりになるような講演会にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） この計画骨子案が、おおむねできるのが、1 月ごろだったというふうになっているんですけど、これパブリックコメントも、当初、予定されていたと思うんですけども、具体的には、まだ、予定というのはされていないのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 今、骨子案、案としてはできております。これ、ちょっともう少し肉づけする骨子案が…この…、骨子案のほうは、次回は策定委員会を得て、確定できればと思っております。

それで、パブリックコメントは、住民意見募集ですが、それができ次第ということで、平成 30 年の 2 月ごろにはパブリックコメントも行う予定としており、それを受けて、講演会を開催したいというふうに考えております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） ある程度の計画骨子ができた段階で、これを広く住民に周知なり知らしめるなりしていただくということでの後援会の開催ということで、予定をされているということです。

それで、前回、私、6 月に、このお話を少しさせていただいた時に、ちょっと無謀かもわからないんですよ。やっぱり私の頭の中では、地域包括ケアシステムと、どうしても、やっぱり連動というんですか、合わせて住民の方にシステム構築のイメージ、それから、これから住民の皆さんに担っていただくべきところの地域福祉の部分ですね、それどうしても重ね合わせて考えてしまうんですけども、前回 6 月の時には、担当課長なり町長とも少し意見は、そのへんはすれ違わずにあったかなと思うんですが、再度、その確認といいますか、そうした講演会の中の話の 1 つに、例えば、地域包括が、今後、こういうふうにしてでき上がっていてというふうな話が出てくるのか。

いや、全く、地域福祉計画と包括は別やよという話になるのか。

と言うのが、包括自身が、ここやっぱりこの議会でもそうですし、私たち委員会の絡みの中でも、少し最近やっぱり、よくこの名称なりシステムというのが出てきます。

やっぱりそれぐらい出てくる。当然、必要なことで構築に向かって町のほうも全力を挙げているわけですけども、それを一段おろしていったって、やっぱり住民の方にも、そのシステムというのを理解してもらって、理解どころか、それに実際には、一番のそうした介護なり医療なりが必要な方の情報、相談も含めて、地域の住民で互助の部分ですね、それを担っていかなければいけない。そのイメージで、僕はずっといっているんですけども、そのあたり、今回の地域福祉計画の樹立、あるいは、その中身、それについて、地域包括との関連性、再度これ、担当課長のほうでも結構ですし、町長のほうでもいいんですけども、答弁いただければと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 地域包括ケアシステム、当然、この地域福祉計画における地域ケアシステムというのは重要な課題でありますので、当然、今現在、障害者福祉計画のほうも策定中ですが、やっぱり障害者も含めた地域包括ケアシステムということも、国のほうも言われております。

それから、この地域福祉計画、平成 28 年度法改正等の関係で、我が事・丸ごとというような形で、総合的な窓口、包括的、総合的な相談支援体制の確立というようなことも出ておりますので、そのへんを合せますと、当然、地域包括ケアシステムという体制づくりは必要となってきますので、また、講演会の会長さんとも、そのへんは、詳細について、まだ、打ち合わせはしておりませんので、やはり当然、そういう内容も出てくると、私のほうは思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 本当に、国の制度自身では、なかなかあ結びつけているところは、僕は、ないと思うんですけれども、現状で、佐用町の中で、昨年、一昨年ぐらいから、この地域包括システムということでやりかけている。ただ、その現状で言えば、どうしても、その地域包括支援センターというのが、委託先も含めて、ブランチで、もう少し小さい単位でできれば、僕はいいと思うんですし、国自身もある意味、何十分圏内とか、何キロ圏内とかに 1 つのセンターの設置というのが望ましいというふうに書いていますけれども、やっぱりこうした、広範な町内では、なかなか、それも難しいと。

となれば、そのブランチを中心にして、そのブランチが、いかにその…したということはないんですけれども、その周辺の地域協単位、あるいは、自治会単位とつながっていくか。それによって、より細かな、あるいは、その前もっての情報、住民情報。住民情報というのは、個人情報じゃなしにですけれども、介護、医療等にかかるもの。あるいは、生活支援にかかる必要な情報というのが、よりブランチなり支援センターに上がってきて、問題化する以前の情報が、寄り易くなるのではないかなというふうに思っています。

で、この考え方も 6 月に話をさせていただきました。それも含めてですけれども、高年介護課長のほうにお伺いしたいんですが、やっぱり、今回の地域福祉計画の中で、当然、名称なり仕組みというのは、包括の部分も出てくると思うんですけれども、よりやっぱり踏み込んで支援センターと地域の住民の方のつながりというものが必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、課長、これまた、6 月と同じことを確認させていただくんですけれども…。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 全く、石堂議員さんおっしゃる通で、私どもも、この介護保険

第7期計画の作成に当たって、アンケートを取ったわけですが、その中で、地域包括支援センターをご存じですかという問いがあったわけなんですけれども、61パーセントだったと思うんですけれども、半分以上の方が知らないということで、我々も、なかなかそのへん住民への理解が、まだまだ行き届いていないのかなという反省もしたところなんですけれども、やはり、まず、地域包括ケアシステムという前に、地域包括支援センターを知っていただいて、総合相談業務なり、権利擁護とか認知症施策とか、いろいろな業務を行っているわけですので、まず、そこを知っていただいて、いろんな相談をしていただきたいと思うわけですので。

先ほど、地域福祉計画策定に当たって、講演会をするということで、ぜひ地域包括ケアシステム、それも含めた我が事・丸ごと、地域共生社会に向かったケアシステムというものの構築のために、我々も、その一部としてぜひ協力して頑張っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと、かように思うわけですので。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 逆に言えば、地域福祉計画よりも、僕は、将来的には、実践的には、実働的には、地域包括支援センター、このシステム自身が充足されて、きめ細かに動くこと、これが地域住民にとっての介護予防の一番であり、予防医療だと思うんですよ。

いかに、健常な状態の中で、この人もしかしたら介護、この人もしかしたら医療というふうな先立つ情報が、少し地域からランチに、ランチからセンターにというふうになって、それ以前に、もっと予防事業ができればいいんですけれども、やっぱり、そこらへんを取り組みを強化するにしても、やっぱり人のつながり、地域とのつながりというのが、最も重要なと思います。

それで、政策的に、私、町長に、最後に質問をさせていただきたいんですけれども、これは6月の時も同じような形で、質問をさせていただいたかもわからないんですけれども、やっぱり今、介護、あるいは医療、これに伴う事業会計の問題であるとか、あるいは被保険者なり加入者の負担増の問題と、この一般質問の中にも出てきていました。

ただ、行政として、政策的な柱は、やっぱり僕は、予防だと思うんです。

これは町長が、以前に答弁の中でも言われましたけれども、いかに介護に至るだろうけれども、その至る日にちを1日、1週間、10日、先延ばしすれば、どれほど介護給付費が、あるいは医療費が、まさにそこだと思うんですね。

だから、この地域包括支援センター、システムを軸にして、センター自身は、現状では、やっぱり相談から始まって対応策を受ける組織ではありますが、やはりそこ、住民とつながっていくことによって、逆に行政側から政策として、予防事業であるとかというような展開が、よりスムーズにいくだろうし、細かにいくだろうと思うので、できれば政策の中心としたら、この予防ですね、医療予防、介護予防、こちらのほうの事業展開を進めていく上でも、このセンターの充足、充実に必要な地域福祉計画の樹立というようなことを念頭に置いて、政策を進めていただきたいと思うんですが、答弁をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほどのお話を、質問をお聞きさせていただいて、町として、行政として、現在のこの福祉計画や、また、地域包括支援センター、そういうものが機能的に、一体的に、今後のこの高齢化していく社会の中で、また、将来のこういうものを支えていく財政の面でも一体的にならなきゃいけない。これは、私も非常に前から石堂議員が言われること、非常に私、同感でありまして、同じ考えであります。

特に、町行政としての対処療法的な、今、介護が必要な方、医療が必要な方、これにきちっと対応していくことも必要ですけれども、そうしたことと同時に、一番は、いわゆる、今言われた健康寿命をいかに延ばしていくか。このことが、長い目で見て、一番、一人一人の町民の皆さんにとっても、また、町行政にとっても、非常に大事なところではないかということ、この認識は十分持っております。

そのために、この地域包括支援センターという中にも、そうした健康寿命を延ばしていくための体制について、人員的には、まだまだ、十分ではないかもしれませんが、ここ何年かけて充実をしております。それは、保健師、また、栄養士、そうした職員も採用をしたりしておりますし、当然、地域福祉計画、幾ら立派なものをつくっても、それをきちっと、その目的、将来に向けて効果的実践ができる、実践をしていかないと何にもなりません。

そういう意味で、この地域福祉計画というものを、しっかりと効果的に実施していく、この地域包括支援センターシステム、これをまず一番中心において、これからの福祉、介護、また、町民の健康づくり、医療、そういう面に取り組んでいく必要があるかというふうに、私も認識をいたしております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） これで、一般質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 石堂 基君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

これにて、本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、これで本日の日程を終了します。

お諮りします。議事の都合により、明日 13 日は本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、12 月 14 日、木曜日、午前 9 時 30 分より再開します。

それでは、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 3 時 1 2 分 散会